

千葉県報

号外
令和7年3月31日

号外第54号

企業局管理規程

主要目次

○ 千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和七年三月三十一日

千葉県企業局長 三神 彰

千葉県企業局管理規程第五号

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局財務規程（昭和三十九年千葉県水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表総務企画課長の項水道事業の目中「水道事業」を

工業用水道事業
造成土地管理事

業」に改め、同項工業用水道事業 造成土地管理事業の目を削り、同表業務振興課長の項

水道事業の目中「水道事業」を

工業用水道事業
造成土地管理事業

土地管理事業の目を削り、同表財務課長の項水道事業の目中「水道事業」を

工業用水道
造成土地管

理事業」に改め、同項工業用水道事業 造成土地管理事業の目を削り、同表経理課長の項

水道事業の目中「水道事業」を

工業用水道事業
造成土地管理事業

土地管理事業の目を削り、同表工業用水管理課長の項、施設設備課長の項、土地事業調整

課長 資産管理課長の項、土地分譲課長の項及び所長の項中 「前渡資金整理簿」を「資

納入通知書整理簿」を「収

現金出納簿（別記第十二号様式の二）

決済用預金整理簿（別記第十三号様式

普通預金整理簿（別記第十三号様式の

当座預金整理簿（別記第十三号様式の

通知預金整理簿（別記第十三号様式の

定期預金整理簿（別記第十三号様式の

金前渡整理簿 に改め、同表企業出納員の項中
入調定徴収簿」

の二）

三） 「現金整理簿」に改める。

四） 「預金整理簿」に改める。

五）

六）

第八条中「水道事業にあつては」を削り、「千葉県上水道事業試算表」を「試算表」に改め、「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては日計表から」を削る。

第九条第二号及び第十条の二中「及び内訳簿」を削る。

第十一条第二項中「水道事業の」を削り、「収入回議書兼収入伝票」を「収入回議書兼振替伝票」に、「支払一覧表（別記第三十六号様式の二）及び」を「支出負担行為支出回議書兼支出（振替）伝票（第三十六号様式の二）、支払一覧表（別記第三十六号様式の三）」に、「の八種類」を「及び未払金振替回議書兼伝票（別記第三十八号様式）の十種類」に改め、同条第三項を削る。

第十三条中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては収入更正回議書及びこれに基づく収入更正伝票又は支出更正回議書及びこれに基づく支出更正伝票を」を削る。

第十四条第二項第一号中「収入回議書兼収入伝票」を「収入回議書兼振替伝票」に、「支払一覧表、収入伝票、戻入伝票、支出伝票、支出（振替）伝票及び戻入伝票」を

「及び支払一覧表」に改め、同項第二号中「支出回議書兼支出（振替）伝票」の下に「

支出負担行為支出回議書兼支出（振替）伝票」を加え、「振替伝票、未収金振替伝票、未払金振替伝票、収入更正伝票及び支出更正伝票」を「及び未払金振替回議書兼伝票」に改める。

第十五条中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては日計表を」を削る。

第十六条第一項中「日計表」を削り、同条第二項中「伝票日計表及び日計表」を

「及び伝票日計表」に改める。

第十七条中「別表第六」を「別表第五」に改める。

第十九条第二項中「別記第三十七号様式の二十三」を「別記第三十九号様式」に改める。

第二十条中「収入回議書兼収入伝票、収納一覧表、収入伝票若しくは戻入伝票」を「調定(更正)回議書兼振替伝票、収入回議書兼振替伝票、戻入回議書兼戻入(振替)伝票若しくは収納一覧表」に、「戻出伝票、支出伝票若しくは支出(振替)伝票」を、「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票若しくは支払一覧表」に改める。

第二十二条第一項中「収入回議書」を「収入回議書兼振替伝票」に改め、同条第二項中「料金徴収簿又は納入通知書整理簿」を「又は料金徴収簿」に改め、同条第三項中「及び所長」を削り、「収入回議書」を「調定(更正)回議書兼振替伝票又は収入回議書兼振替伝票」に改め、同条第四項を削る。

第二十四条第二項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては戻出回議書及びこれに基づく戻出伝票を」を削る。

第二十八条第一項中「調定」を「課長及び所長は、調定」に、「戻出回議書兼戻出(振替)伝票又は戻出回議書」を「又は戻出回議書兼戻出(振替)伝票」に改め、同条第二項中「前項」を「課長は、前項」に、「戻出回議書」を「調定(更正)回議書兼振替伝票又は戻出回議書兼戻出(振替)伝票」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 所長は、第一項の規定により戻出回議書兼戻出(振替)伝票を発行したときは、これを経理課長に送付しなければならない。

第二十九条第一項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては不納欠損調書(別記第四十二号様式)」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「係る」の下に「収納済通知書又は」を加え、「収入伝票を発行し、現金出納簿、決済用預金整理簿又は普通預金整理簿に整理しなければ」を「収納一覧表を発行しなければ」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十四条第一項及び第二項中「支出回議書又は未払金振替回議書」を「支出負担行為支出回議書又は未払金振替回議書」を「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票又は未払金振替回議書兼伝票」に改め、同条第三項中「支出回議書又は未払金振替回議書」を「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票又は未払金振替回議書兼伝票」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票は」を加え、「支出回議書兼支出(振替)伝票、支出回議書又は未払金振替回議書」を「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「の送付を受けたとき又は前項ただし書の規定により支出伝票を発行した」を「又は支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票の送付を受けた」に改め、「水道事業にあつては」、「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては小切手振出通知書(別記第五十号様式の二)により」及び「水道事業に係る」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十六条中「支出回議書及び支出伝票」を削る。

第三十七条第一項中「支出回議書及び未払金振替回議書」を「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票及び未払金振替回議書兼伝票」に改め、「(別記第五十二号様式)」を削り、同条第二項中「支出回議書及び未払金振替回議書」を「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票及び未払金振替回議書兼伝票」に改め、同条第四項中「支出回議書兼支出(振替)伝票、支出回議書及び未払金振替回議書」を「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票」に改め、同条第五項中「支出回議書及び未払金振替回議書」を「及び未払金振替回議書兼伝票」に改める。

第三十七条の二第二項及び第二項中「支出回議書又は未払金振替回議書」を「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票」に改め、同条第五項中「支出回議書及び未払金振替回議書兼伝票」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条第二項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては戻入回議書及びこれに基づく戻入伝票を」を削る。

第四十条第二項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては口座振込済案内書(別記第五十八号様式の二)により」を削る。

第四十三条第二項、第四十三条の三第二項及び第四十四条第一項中「又は前渡資金整理簿」を削る。

第五十条第一項中「戻入回議書兼戻入(振替)伝票又は振替回議書」を「又は戻入回議書兼戻入(振替)伝票」に改め、同条第二項中「及び所長」を削り、「振替回議書」を「調定(更正)回議書兼振替伝票、戻出回議書兼戻出(振替)伝票、振替調書兼振替伝票又は戻入回議書兼戻入(振替)伝票」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 所長は、第一項の規定により戻出回議書兼戻出(振替)伝票、振替調書兼振替伝票又は戻入回議書兼戻入(振替)伝票を発行したときは、これを経理課長に送付しなければならない。

第五十二条中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては預金残高調書(別記第六十二号様式)」を削る。

第六十二条第二項中「第三十四条第五項ただし書」を「第三十四条第四項ただし書」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第六十七条の二を削る。

第九十七条第一項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業にあつては振替伝票を」を削り、同条第二項中「又は振替伝票」を削る。

第九十八条の見出し中「振替調書兼振替伝票等」を「振替調書兼振替伝票」に改め、同条第一項中「水道事業に係る」を削り、同条第二項を削る。

第一百零四条中「水道事業にあつては」を削る。

第一百零八条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「により」の下に「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては同項に規定する書類により」を加える。

第一百零九条第二項中「水道事業にあつては」及び「固定資産勘定に振り替えなければならず、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては振替伝票を発行し」を削り、同

条第三項中「又は振替伝票」を削る。

第二百二十五条第二項中「又は振替伝票」を削る。

第三百二十八条第二項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては事業地区」との減価償却額を明示した書類を削り、同条第四項中「又は振替伝票」を削る。

第三百二十九条の二第四項中「又は振替伝票」を削る。

第三百二十九条の三第二項中「又は振替回議書」を削り、同条第三項中「振替回議書」を「振替調書兼振替伝票」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三百三十九条の四第四項中「振替伝票」を「振替調書兼振替伝票」に改める。

第三百三十九条の五第一項中「一箇月分を書面により取りまとめ、翌月の十日までに」を「書面により取りまとめ、」に改める。

第四百十条第一項中「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類」を「支出負担行為伝票(別記第九十五号様式)」に改め、同条各号を削る。

第六百六十五条の二の表額の欄を次のように改める。

額
四百万円
三百万円
百五十万円
百万円
五十万円
二十万円

第七百七十六条中「千葉県上水道事業試算表、工業用水道事業及び造成土地管理事業に係る月次合計残高試算表(別記第九十九号様式の二)」を「試算表」に改め、「水道事業に係る」を削り、「千葉県上水道事業試算表」を「試算表」に改める。

第七百七十七条中「水道事業に係る」及び「又は振替伝票」を削る。

第八百八十一条第二項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつてはその所管に係る予算見積書(別記第一百号様式の二)」を削り、同条第三項を次のように改める。

財務課長は、管理部長の命を受けて予算要求書を審査し、必要な調整を行わなければならない。

第八百八十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 管理部長は、予算原案を作成して局長の決裁を受けなければならない。

第八百八十四条の三の見出しを「(予算の執行)」に改め、同条第一項ただし書及び同条第二項を削る。

第八百八十五条第一項中「水道事業にあつては」及び「により、工業用水道事業及び造成

土地管理事業にあつては収入予算内訳簿(別記第三百三号様式の二)及び支出予算内訳簿(別記第三百三号様式の三)」を削り、同条第二項中「水道事業にあつては」を削り、「別記第三百三号様式の四)を、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては予算執行状況報告書(別記第三百三号様式の五)を「別記第三百三号様式の二」に改める。

第八百八十六条中「及び収入回議書兼収入伝票又は収入回議書」を「又は収入回議書兼振替伝票」に改める。

第八百八十七条第一項中「支出回議書兼支出(振替)伝票、振替調書兼振替伝票、支出負担行為支出回議書、支出負担行為支出(振替)回議書又は振替回議書」を「支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票又は振替調書兼振替伝票」に改める。

第八百八十九条第二項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては予算流用回議書(別記第四百四号様式の二)」を削り、同条第三項中「又は回議書」を削り、「別記第四百四号様式の二の二)を「別記第四百四号様式の二」に、「通知し、又は当該回議書を決裁する」を「通知する」に改める。

第九百九十条第一項中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては予備費充用回議書(別記第四百四号様式の三の二)を削り、同条第二項中「又は回議書」を削り、「通知し、又は当該回議書を決裁する」を「通知する」に改める。

様式目次の表七の二の項、九の二の項、十の二の項、十二の二の項、十三の二の項から十三の六の項まで及び十八の二の項を削り、同表三十四の項中「収入回議書兼収入伝票」を「収入回議書兼振替伝票」に改め、同表中三十六の二の項を三十六の三の項とし、三十六の項の次に次のように加える。

三十六の二	支出負担行為支出回議書兼支出(振替)伝票	第十一条第二項
-------	----------------------	---------

様式目次の表中三十七の二の項から三十七の二十三の項までを削り、三十八の項及び三十九の項を次のように改める。

三十八	未払金振替回議書兼伝票	第十一条第二項
三十九	保管現金内訳明細書	第十九条第二項

様式目次の表四十二の項を次のように改める。

四十二	削除	
-----	----	--

様式目次の表五十の項中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同表五十の二の項を削り、同表五十一の項中「第三十四条第六項」を「第三十四条第五項」に改め、同表五十二の項を次のように改める。

五十二	削除	
-----	----	--

様式目次の表五十八の二の項を削り、同表六十二の項を次のように改める。

六十二	削除	
-----	----	--

様式目次の表九十五の項中「第四百十條第一項第一号」を「第四百十條第一項」に改め、同表九十六の項を次のように改める。

九十六

削除

様式目次の表九十六の二の項を削り、同表九十九の項中「千葉県上水道事業試算表」を「試算表」に改め、同表九十九の二の項及び百一の二の項を削り、同表百二の項中「予算執行計画書」を「予算執行(変更)計画書」に改め、同表中百三の二の項及び百三の三の項を削り、百三の四の項を百三の二の項とし、百三の五の項及び百四の二の項を削り、百四の二の二の項を百四の二の項とし、百四の三の二の項を削る。
別記第四号様式から第七号様式までを次のように改める。

第四号様式（第七条第一項）

一時借入金整理簿

会計

借入年月日	借入先	資金の用途	借入金額	利率	償還金額	償還未済額	支払利息額	
							計算日数	金額
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								

第五号様式（第七条第一項）

会 計 企 業 債 台 帳 第 号

起年度	債名	事業区分		発行形式 用途区分	発行額	手数 利率	計算 条件	備考
		前借区分	後借区分					
借入先	利率				発行額			
借入額	措置期間				償還方法			
議決年月日	償還期間				摘 要			
許年月日	償還日							
借年月日	未償還元金 (円)	元金 (円)	利子 (円)	合計 (円)	利子累計 (円)	税抜手数料 (円)		
年度	期	日						

第六号様式 (第七条第一項)
(その一)

固定資産台帳 (土地)

作成日 年 月 日

計区	取得原因	登記年月日	年月日	取得年月日	年月日	買収価額	款項目節分類	円
地	月割り	資産区分	資産区分	資産区分	資産区分	諸事	地目	円
固定資産番号	資産区分方法	償却率	償却率	償却率	償却率	建設利息		円
資産名称	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	耐用年数	総価額		円
地域・地籍	有限償却	有限償却	有限償却	有限償却	有限償却			円
資産管理課所	償却可能区分	償却可能区分	償却可能区分	償却可能区分	償却可能区分			円
事務所	填補割合	填補割合	填補割合	填補割合	填補割合			円
前所有者氏名	分担基率	分担基率	分担基率	分担基率	分担基率			円
前所有者住所	売却可能区分	売却可能区分	売却可能区分	売却可能区分	売却可能区分			円
用途	公有財産台帳番号	公有財産台帳番号	公有財産台帳番号	公有財産台帳番号	公有財産台帳番号			円
構造	法定台帳番号	法定台帳番号	法定台帳番号	法定台帳番号	法定台帳番号			円
管径	開始時見積資産	開始時見積資産	開始時見積資産	開始時見積資産	開始時見積資産			円
階段	時価等	時価等	時価等	時価等	時価等			円
各種属性情報	工事番号	工事番号	工事番号	工事番号	工事番号			円
行政財産								円
使用許可貸付								円
備考								円

財源情報 (取得)

企業債
国庫補助金
県補助金
工事負担金
開発負担金
受贈財産評価額
その他資産
自己資金

増減情報
有償取得/除売却
所管換・所属換
その他無償
調査判替
振替
再評価等

財源情報 (現在)

企業債
国庫補助金
県補助金
工事負担金
開発負担金
受贈財産評価額
その他資産
自己資金

予算款項目節
性質・事業

(単位 円)

年月日	摘要	帳簿原価			減価償却累計額			帳簿価額	減損損失累計額		処分金額
		借方	貸方	残高	借方	貸方	累計		金額	累計	

(その二)

固定資産台帳（減価償却対象資産）

計区	取得原因	登記年月日	取得年月日	作成日	年月日
会地 固定資産番号 資産名称 所在地 資産管理課所 事務者 請負者 用途 構造 階数 各種属性情報 行政財産 使用許可貸付 その他必要事項		取得原因 月割り 資産区分 償却方法 償却率 耐用年数 限定償却 填補割合 分担可能区 分率 公有財産台帳番号 法定台帳番号 開始時見積資産 数量			
		財源情報（取得） 企業債 国庫補助金 県補助金 工事負担金 開発負担金 受贈財産評価額 受贈財産剰余金 その他資産 寄付金 自己資本金			
		財源情報（現在） 企業債 国庫補助金 県補助金 工事負担金 開発負担金 受贈財産評価額 受贈財産剰余金 その他資産 自己資本金			
		増減情報 有償取得／除売却 所管換・所属換 その他無償 調査判断 替振 再評価等			
		子算情報 算款項目 性質・事業			

年月日	摘要	帳簿原価		減価償却累計額		帳簿価額	減損損失累計額		処分金額
		借方	貸方	借方	貸方		金額	累計	

(単位 円)

(その三)

リース資産台帳

作成日 年 月 日

資産管理課所
事業課

計 区 取得原因 契約年月日 年 月 日 契約額
 地 リース資産番号 消費税額
 資産名称 所在地 取得価額総額
 利息相当額等

円 円 円 円

予 算 情 報

リース期間

償却方法

数量
償却率

階 数
耐用年数
耐用月数

その他必要事項

性質・事業
項目

売却可能区分
公有財産台帳番号
開始時見積資産

財産区分
法定台帳番号
時 価 等

各種属性情報
行政財産
使用許可貸付

(単位 円)

年月日	摘 要	帳 簿 原 価			減価償却累計額		帳簿価額	減損損失累計額	
		借方	貸方	残高	借方	貸方		金額	累計

(その四)

リース資産台帳

計区	取得原因	契約年月日	年月日	契約額	消費税額	取得価額総額	利息相当額等	円	円	円	円	資産管理課所	作成日
リース資産番号												事業課	年 月 日
資産名称													
所在地													

子算款項目節情報

性質・事業

その他必要事項

リース期間
資産区分
償却方法
償却率
数量
耐用年数
耐用月数
階数

売却可能区分
公有財産台帳番号
開始時見積資産
財産区分
法定台帳番号
時価

各種属性情報
行政財産
使用許可貸付

(単位 円)

年月日	摘 要	帳 簿 原 価			減価償却累計額		帳簿価額	減損損失累計額	
		借方	貸方	残高	借方	貸方		金額	累計

第六号様式之二(第七条第一項)

完成資産台帳

計区	取得原因	登記年月日	年月日	年月日	年月日	買収価額	作成日	年月日
地区	月割り	年月日	年月日	年月日	年月日	材料諸事建設利息総額	款項目節分類	
固定資産番号	資産区分方法	年月日	年月日	年月日	年月日	費用費利息	項目節	
資産名称	償却率	年月日	年月日	年月日	年月日	企業債	節目	
地域・地籍	耐用年数	年月日	年月日	年月日	年月日	国庫補助金	節目	
資産管理課所	限定償却	年月日	年月日	年月日	年月日	県補助金	節目	
事務所	填補割合	年月日	年月日	年月日	年月日	工事負担金	節目	
前所有者氏名	分担可能区分	年月日	年月日	年月日	年月日	開発負担金	節目	
前所有者住所	売却可能区分	年月日	年月日	年月日	年月日	受贈財産評価額	節目	
用途	公有財産台帳番号	年月日	年月日	年月日	年月日	その他資産	節目	
構造	法定台帳番号	年月日	年月日	年月日	年月日	自己資本金	節目	
用途	開始時見積資産	年月日	年月日	年月日	年月日	自己資本金	節目	
管径	簿面積	年月日	年月日	年月日	年月日	自己資本金	節目	
階数	実測面積	年月日	年月日	年月日	年月日	自己資本金	節目	
各種属性情報		年月日	年月日	年月日	年月日	自己資本金	節目	
行政財産		年月日	年月日	年月日	年月日	自己資本金	節目	
使用許可貸付		年月日	年月日	年月日	年月日	自己資本金	節目	
備考		年月日	年月日	年月日	年月日	自己資本金	節目	

財源情報(取得)
 企業債
 国庫補助金
 県補助金
 工事負担金
 開発負担金
 受贈財産評価額
 その他資産
 寄付金
 自己資本金

増減情報
 有償取得/除売却
 所管換・所属換
 その他無償
 その他無償
 調査判明
 替
 振
 再評価等

財源情報(現在)
 企業債
 国庫補助金
 県補助金
 工事負担金
 開発負担金
 受贈財産評価額
 その他資産
 自己資本金

予算情報
 款項目
 節目
 性質・事業

(単位 円)

年月日	摘要	帳簿原価		減価償却累計額		帳簿価額	減損損失累計額		処分金額
		借方	貸方	残高	借方		貸方	累計	

第七号様式(第七条第一項)

資金前渡整理簿

所
資金前渡職員
属

課 (所)	年月日	会計	摘要	伝 票 番 号	前 渡 額 円	支 払 額 円	残 高 円	資金前 渡職員

別記第十号様式の二を削る。
別記第十二号様式を次のように改める。
第十二号様式 (第七条第一項)

現金整理簿

会計
所属

年月日	摘 要	伝票番号	収 入	支 出	差 引 残 高

別記第十二号様式の二を削る。
別記第十三号様式を次のように改める。
第十三号様式 (第七条第一項)
(その一)

預金整理簿

年度	
会計	
預入先	
種別	

(単位：円)

月 日	摘 要	組替番号	預入れ	払出し	残 高	備 考

(その二)

当座預金整理簿

会計

年月日	支出 伝票 番号	摘 要	支出先	小切手 番号	預 入	払 出	残 高	照合 年月日

別記第十三号様式の二から第十三号様式の六までを削る。
別記第十四号様式を次のように改める。
第十四号様式(第七条第一項)
(その一)

有価証券整理簿

銘柄

会計

発行者

取得年月日	記号	番号	額	面	利率	発行価額	利払期	償還期日	備考

(その二)

有価証券整理簿

会計

銘柄

発行者

取得年月日	記号	番号	額	面	利率	発行価額	利払期	償還期日	備考	整理年月日	摘要	増加	減少	残高	利息
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					
..										..					

別記第十八号様式を次のように改める。
第十八号様式（第七条第一項）
（その一）

収入調定徴収簿

会計

所属

受付 番号	受付 月日	請求者氏名	調定 番号	調定 月日	金 額		収入 月日	担当者	備 考
					調定額 (1) 円	仮受消費税及 び地方消費税 (2) 円			

別記第十八号様式の二を削る。
 別記第三十三号様式(その一)を次のように改める。
第三十三号様式(第十一条第二項)
 (その一)

年度		調定(更正)回議書兼振替伝票		第		号	
会計		明細件数	件	区分			
課所		地区					
調定年月日	年 月 日	納期限	年 月 日				
摘要							
仕訳							
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	調定額	消費税及び地方消費税の額		円	
			円				
	予 算 科 目 (増加)		予 算 科 目 (減少)				
款 項 目 節 性質・事業	勘 定 科 目 (借方)		勘 定 科 目 (貸方)				
款 項 目 節	円		款 項 目 節	円			
勘定整理額	円		勘定整理額	円			
明細番号	住 所 氏 名						
備 考							

別記第三十四号様式から第三十六号様式の二までを次のように改める。
第三十四号様式(第十一条第二項)

年度		収入回議書兼振替伝票		第		号	
会計		明細件数	1件	区分			
課所		地区					
収納年月日	年 月 日						
摘要							
仕訳							
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	収 納 額	消費税及び地方消費税の額		円	
			円				
	予 算 科 目 (増加)						
款 項 目 節 性質・事業	勘 定 科 目 (借方)		勘 定 科 目 (貸方)				
款 項 目 節	円		款 項 目 節	円			
勘定整理額	円		勘定整理額	円			
明細番号	住 所 氏 名						
備 考							

第三十四号様式之三 (第十一条第二項)

年度		戻出回議書兼戻出(振替)伝票		第		号	
会計	明細件数	1件	区分				
課所	地区						
戻出年月日	年 月 日	支払予定年月日	年 月 日				
摘要							
仕訳							
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	収納額				
支払方法	支払回数	回	戻出額				
予算科目(減少)			消費税及び地方消費税の額				
款項目節性質・事業	勘定科目(借方)	勘定科目(貸方)	支払額				
勘定整理額	円	勘定整理額					
款項目節	勘定整理額	円	款項目節				
勘定整理額	円	勘定整理額					
住所氏名 口座名義人							
備考							

第三十五号様式 (第十一条第二項)

(その一)

年度		振替調書兼振替伝票		第		号	
会計	区分						
課所	地区						
振替年月日	年 月 日						
摘要							
仕訳							
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	振替額				
予算科目(増加)			消費税及び地方消費税の額				
予算科目(減少)							
款項目節性質・事業	勘定科目(借方)	勘定科目(貸方)					
勘定整理額	円	勘定整理額					
款項目節	勘定整理額	円	款項目節				
勘定整理額	円	勘定整理額					
住所氏名							
備考							

(その二)

年度		振替調書兼振替伝票		第		号	
会計				区分			
課所							
振替年月日	年	月	日				
摘要							
仕訳							
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	振替額	消費税及び地方消費税の額			
円			円				
子算科目(増加)			子算科目(減少)				
款項目節			款項目節				
性質・事業			性質・事業				
勘定科目(借方)	地区		勘定科目(貸方)	地区			
款項目節	勘定整理額		款項目節	勘定整理額		円	
地区	円		地区	円			
款項目節	勘定整理額		款項目節	勘定整理額		円	
地区	円		地区	円			
明細番号	住所氏名						
備考							

第三十六号様式(第十一条第二項)

年度		支出回議書兼支出(振替)伝票		第		号	
会計				明細件数	件	区分	
課所	地区						
支出命令年月日	年	月	日	支払予定年月日	年	月	日
摘要							
仕訳							
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	支出命令額	消費税及び地方消費税の額			
円			円				
支払方法	支払回数	回	控除額				
円			円				
子算科目(増加)			支払額				
款項目節			款項目節				
性質・事業			勘定科目(借方)	勘定科目(貸方)			
勘定科目(借方)	地区		款項目節	勘定整理額		円	
款項目節	勘定整理額		款項目節	勘定整理額		円	
地区	円		地区	円			
款項目節	勘定整理額		款項目節	勘定整理額		円	
地区	円		地区	円			
明細番号	住所氏名						
備考	口座名義人		履行期限	年	月	日	
			検収検査				
			年	月	日		

第三十六号様式之二 (第十一条第二項)

(その一)

年度		支出負担行為支出回議書兼支出 (振替) 伝票		第 号	
会計	明細件数	件	区分		
課所	地区				
支出命令年月日	年 月 日	支払予定年月日	年 月 日		
摘要					
仕訳					
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	支出命令額	円	
支払方法	支払回数	回	控除額	円	
予 算 科 目 (増加)			消費税及び地方消費税の額	円	
款 項 目 節			支 払 額	円	
性 質 ・ 事 業					
勘 定 科 目 (借方)			勘 定 科 目 (貸方)		
款 項 目 節			款 項 目 節		
勘定整理額		円	勘定整理額		円
款 項 目 節					
勘定整理額		円			
明細番号	住所氏名 口座名義人				
備考	履行期限	年 月 日			
	検収検査	年 月 日			

(その二)

年度		支出負担行為支出回議書兼支出 (振替) 伝票 (科目明細)		第 号	
No.	予 算 科 目 / 勘 定 科 目	明 細			
地区					
仕訳					
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	支出命令額	円	
予 算 科 目 (増加)			預り諸税	円	
款 項 目 節			その他預り金	円	
性 質 ・ 事 業			消費税及び地方消費税の額	円	
勘 定 科 目 (借方)			支 払 額	円	
款 項 目 節			勘 定 科 目 (貸方)		
勘定整理額		円	款 項 目 節		
款 項 目 節			勘定整理額		円
勘定整理額		円			
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	支出命令額	円	
予 算 科 目 (増加)			預り諸税	円	
款 項 目 節			その他預り金	円	
性 質 ・ 事 業			消費税及び地方消費税の額	円	
勘 定 科 目 (借方)			支 払 額	円	
款 項 目 節			勘 定 科 目 (貸方)		
勘定整理額		円	款 項 目 節		
款 項 目 節			勘定整理額		円
勘定整理額		円			
備考					

(その三)

年度 支出負担行為支出回議書兼支出（振替）伝票（相手方明細） 第 号

明細 番号	相手方氏名及び住所	支出金額	
		消費税及び地方消費税の額	預り諸税
住所名 氏名 口座名義人		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
住所名 氏名 口座名義人		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
住所名 氏名 口座名義人		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
住所名 氏名 口座名義人		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

別記第三十七号様式を次のように定める。
第三十七号様式（第十一条第二項）
 (その一)

年度		戻入回議書兼戻入（振替）伝票			第	号
課所	戻入年月日		地区	明細件数	件	区分
戻入年月日	年	月	日	納期限	年	月
摘要						
仕訳						
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	支払済額	戻入額	消費税及び地方消費税の額	
子算科目	(減少)		円	円	円	
項目	性質・事業					
勘定科目（借方）			勘定科目（貸方）			
項目	勘定整理額	円	項目	勘定整理額	円	
項目	勘定整理額	円	項目	勘定整理額	円	
明細番号	住所氏名					
備考						

(その二)

年度	戻入回議書兼戻入（振替）伝票（相手方明細）		第	号
明細番号	相手方氏名及び住所			支出済額
住所前				戻入額
住所前				消費税及び地方消費税の額
住所前				円

別記第三十七号様式の二から第三十七号様式の二十三までを削る。
 別記第三十八号様式及び第三十九号様式を次のように改める。
第三十八号様式(第十一条第二項)
 (その一)

年度		未払金振替回議書兼伝票		第		号	
会計		明細件数	件	区分			
課所		地区					
支出命令年月日	年 月 日	支払予定年月日	年 月 日				
摘要							
仕訳							
課税区分	消費税及び地方消費税の率	%	支出命令額				円
支払方法	支払回数	回数	控除額				円
子 算 科 目 (増加)			消費税及び地方消費税の額				円
款 項 目 節 性質・事業			支 払 額				円
勘 定 科 目 (借方)			勘 定 科 目 (貸方)				
款 項 目 節			勘 定 整 理 額				円
勘 定 整 理 額			勘 定 整 理 額				円
款 項 目 節							
勘 定 整 理 額							円
明細番号	住所氏名 口座名義人						
備 考	履行期限	年 月 日					
	検収検査	年 月 日					

(その二)

No.		年度 未払金振替回議書兼伝票(科目明細) 第		号	
会計		子 算 科 目 / 勘 定 科 目	明 細		
仕訳		地区			
課 税 区 分		支 出 命 令 額			円
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 率	%	預 り 諸 税			円
子 算 科 目 (増加)		そ の 他 預 り 金			円
款 項 目 節 性質・事業		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額			円
勘 定 科 目 (借方)		支 払 額			円
勘 定 科 目 (貸方)		勘 定 科 目 (貸方)			
款 項 目 節		款 項 目 節			
勘 定 整 理 額		勘 定 整 理 額			円
勘 定 整 理 額		勘 定 整 理 額			円
款 項 目 節		支 出 命 令 額			円
勘 定 整 理 額		預 り 諸 税			円
款 項 目 節		そ の 他 預 り 金			円
勘 定 整 理 額		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額			円
款 項 目 節 性質・事業		支 払 額			円
勘 定 科 目 (借方)		勘 定 科 目 (貸方)			
款 項 目 節		款 項 目 節			
勘 定 整 理 額		勘 定 整 理 額			円
勘 定 整 理 額		勘 定 整 理 額			円
款 項 目 節		支 出 命 令 額			円
勘 定 整 理 額		預 り 諸 税			円
款 項 目 節		そ の 他 預 り 金			円
勘 定 整 理 額		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額			円
備 考		支 払 額			円
		勘 定 科 目 (貸方)			

第三十九号様式 (第十九条第二項)

年 月 日

保管現金内訳明細書

年 月 日現在の現金残高の内訳を下記のとおり報告します。

記

1 現金残高総額 _____ 円

2 現金残高内訳

職 氏 名	金 額	職 氏 名	金 額
計			

(2) 収納金

収納月日	収 納 金 額	納 入 者	住 所	収 入 科 目
計				

千葉県企業局長様

所 属 名
企業出納員

注

- 1 決算(仮決算)時には、その調書作成用の書類として別途提出すること。
- 2 現金残高のない所場は、作成する必要はない。

第四十号様式(第二十五条)

(その四)

上水道事業会計

納入通知書 兼 領収証
納付書

仕訳 年度	課所	調定番号	科 目			金 額
			款	項	目 節	
						うち消費 税及び地 方消費税 相当額

摘要

%対象

千 様

発行年月日
納 期 限

※本書は、金額を訂正したもの又は公印もしくは領収
印のないものは無効です。

千葉県企業局長 (所長)
登録番号
▶お客様保管用

取扱金融機
関領収印

上水道事業会計

収 納 済 通 知 書

この用紙は、直接機械に読ませますので、汚したり、
折り曲げたりしないでください。

仕訳 年度	課所	調定番号	科 目	金 額	C D

金 額

(うち消費税額

納入者

摘要

発行年月日

納期限

様

%対象

納入者

摘要

様

上水道
事業会計

収 納 票

仕訳コード
2

仕訳 年度	課所	調定番号	科 目			金 額
			款	項	目 節	
						うち消費 税及び地 方消費税 相当額

千葉県企業局企業出納員
様

登録番号
受付店▶取りまとめ銀行
(千葉銀行)▶企業局

取りまとめ
銀行領収印

取扱金融機
関領収印

発行年月日
納 期 限

▶受付店用

取扱金融機
関領収印

別記第四十号様式の三を次のように改める。
第四十号様式の三（第二十五条）
（その一）

納入通知書 兼 領収証
会 計 名

仕 訳	取 引 年 度	課 所	調 定 番 号	科 目			金 額
				款	項	目 節	
							うち消費 税及び 地方消 費税 相当額

摘要 %対象

千 様

発行年月日
納 期 限
※本書は、金額を訂正したも又は公印もしくは領収
印のないものは無効です。

千葉県企業局長（所長）
登録番号
▼お客様保管用

取扱金融機
関領収印

会 計 名 収 納 済 通 知 書

仕 訳	取 引 年 度	課 所	調 定 番 号	科 目	金 額	C D

この用紙は、直接機械に読ませますので、汚したり、折
り曲げたりしないでください。

金 額

（うち消費税額 ）

納入者 様
摘要
発行年月日
納期限
%対象

納入者

仕 訳	取 引 年 度	課 所	調 定 番 号	科 目			金 額
				款	項	目 節	
							うち消費 税及び 地方消 費税 相当額

様

摘要

発行年月日
納 期 限

▼受付店用

取扱金融機
関領収印

千葉県企業局企業出納員
様

取りまとめ
銀行領収印

登録番号
▼受付店用
受付店局
取りますとめ店
企業

(その三)

納入通知書（口座振替採用）

工業用水道事業会計			
地区 コード	企業 コード	年月	種別
納入通知書No.	納入期限 (振替日)	金口	融座 機番 関号
地区名			
納入者	様		

上記のとおり御指定の口座から %対象 料 消費税等 振替させていただきます。

年 月 日

消費税等とは、消費税及び地方消費税のことです。

千葉県企業局長 印
登録番号
(納入者保管)

領収済通知書（口座振替採用）

工業用水道事業会計			
地区 コード	企業 コード	年月	種別
納入通知書No.	振替日	金	額
地区名			
納入者	様		

上記金額を口座振替により領収いたしました。

%対象 料 消費税等

千葉県企業局長

登録番号
(納入者保管)

別記第四十二号様式を次のように改める。

第四十二号様式 削除

別記第五十号様式(その一)を次のように改める。

第五十号様式 (第三十四条第四項及び第四十条第一項)

(その一)

小切手振出済通知書
支払依頼書
口座振替依頼書

会計

千葉県企業局出納取扱金融機関		銀行		支店	御中	支払依頼番号	
千葉県企業局企業出納員							
支払年月日	年	月	日	支払総額		円	小切手 番号
支払方法		課所		支払金額 (円)		備	考

別記第五十号様式の二を削る。

別記第五十一号様式及び第五十二号様式を次のように改める。

第五十一号様式 (第三十四条第五項)

支払通知書
年度

作成

千葉県企業局出納取扱店 御中 支払依頼番号

千葉県企業局企業出納員 印

支払年月日

会計

上記の金額をお支払いください。

課所	支払金額 (円)	課所	支払金額 (円)

第五十二号様式 削除

検印・照査
印鑑照合
受付

別記第五十八号様式を次のように改める。
第五十八号様式(第四十条第二項)

口座振替済案内書

支払通知年月日			
金額			
円			
振込先			
預金種目	口座番号		
依頼人	千葉県企業局企業出納員		
所属名			
摘要			
支払依頼番号			

上記のとおり振替の手続きをいたしましたので通知します。

(債権者用)

様

千

千葉県企業局

別記第八十一号様式及び第八十一号様式の二を次のように改める。
第八十一号様式（第五十二条第一項）
 （その一）

固 定 資 産 取 得 報 告 書

発行No.
 会 計 区
 地 区

報告課所
 作成年月日 年 月 日

名 称	勘 定 科 目	款	項	目	総 価 額	円	取得 原因	節分類	地目
					検査年月日	資産区分	節分類	地目	
資 産 管 理 課 所			取得年月日				資産区分		
事 業 所					管 種 口 径		階数	耐用年数	
地 域 ・ 地 籍					公 簿 面 積	単位	実測面積	単位	
用 途					増加情報				
前所有者氏名					有償取得額		所管換・所属換増分		
前所有者住所					その他無償取得分		調査判明増分		
					振替増額		評価等増額		
構 造					子算情報				
取 得 事 由					款		項		
					目		節		
売却可能区分			財産区分		備考				
公有財産台帳番号			法定台帳番号						
開始時見積資産			時価等						
各種属性情報									
行政財産 使用許可貸付									
摘 要					仮資産番号				

(その二)

固定資産取得報告書

発行No.
会計

報告課所

令和7年3月31日(月曜日)

報 告 課 長 干 事 号 外 第 5 4 号

名称	勘定科目	項	目	原取得額	円	取得原因	節分類			
資産管理課所		取得年月日		検査年月日		資産区分	階数	耐用年数		
事業所				管種口径						
所在地又は				数	量	単位			単位	
保管場所				増加情報						
用途				有償取得額			所管換・所属換増分			
取得先				その他無償取得分			調査判明増分			
				振替増額			評価等増額			
構造				予算情報						
取得事由				款 目						
売却可能区分		財産区分		その他必要事項						
公有財産台帳番号		法定台帳番号								
開始時見積資産		時価等								
各種属性情報										
行政財産 使用許可貸付										
摘要				仮資産番号						

第八十一号様式之二（第一百二十二条第二項）

リース資産取得報告書

発行No.

報告課所

会計区

作成年月日

名称										
契約額	円	消費税額		円	取得価額総額	円	利息相当額総額	円		
	項		目							
勘定科目	款									
資産管理課所										
事業所	取得原因	数量	リース契約年月日	単	位	階数				
	予算情報 款目 性質・事業 行政資産 使用許可貸付 その他 必要事項									
所在地										
相手方										
リース期間										
売却可能区分	財産区分									
	公有財産台帳番号	法定台帳番号								
開始時見積資産	時	価	等							
各種属性情報										
摘要										

別記第八十八号様式を次のように改める。
第八十八号様式 (第二百二十二条第二項)
 (その一)

発行No.
 会 計 区 地

固 定 資 産 異 動 報 告 書

報告課所
 作成年月日 年 月 日

名 称				原取得年月日		帳簿原価	円	
勘 定 科 目	款	項	目	節	節分類	地目		
異 動 形 態	現 在			異動年月日	年 月 日			
区 分				異 動 事 項				
資産管理課所								
事 業 所								
地 域 ・ 地 籍								
地 目								
用 途								
公 簿 面 積	実測面積		階数	公 簿 面 積	実測面積	階数		
前所有者氏名	予 算 情 報							
前所有者住所	款 目							
売却可能区分	財産区分	性 質 ・ 事 業					項 節	
公有財産台帳番号	法定台帳番号	備 考						
開始時見積資産	時 価 等							
各種属性情報								
行政財産								
使用許可貸付								
摘 要	固定資産番号							

(その二)

固 定 資 産 異 動 報 告 書

発行No. 計 会 報 告 課 所

名称			現取得年月		帳簿原価	円
勘定科目	款	項	目	節	節分類	
異動形態	現 在			異動年月日	年 月 日	
区分	異 動 事 項					
資産管理課所						
事業所						
所在地又は 保管場 用途						
数量				階数		
取得先	子 算 情 報 項 節					
	目 性質・事業					
売却可能区分	財産区分		その他			
公有財産台帳番号	法定台帳番号		必要事項			
開始時見積資産	時	価	等			
各種属性情報						
行政財産						
使用許可貸付						
摘 要						
固定資産番号						

別記第九十号様式及び第九十一号様式を次のように改める。
第九十号様式 (第百二十五条第一項)
 (その一)

固 定 資 産 除 却 報 告 書

発行No.
 会計
 地区

報告課所
 作成年月日 年 月 日

名称	勘定科目	款	項	目	帳簿原価	除却額	円	円	減価償却累計額	処分額	円	円
					除却年月日	節分類	円	円	円	円		
資産管理課所					除却年月日	節分類	年月日	除却区分	階数			
事業所					管種口径		単位	除却実測面積			単位	
地域・地籍					除却情報	除却情報	除却情報	所管換・所属換減分	調査判明減分	評価等減額		
前所有者氏名					除売却額	その他無償譲渡分						
前所有者住所					振替・分割減額							
構造					予算情報	項目						
除却の理由					金額区分	性質・事業						
平素における管理状況					売却可能区分	行政財産						
公有財産番号					法定台帳番号	使用許可貸付						
開始時見積資産					時価等	備考						
各種属性情報												
摘要 固定資産番号												

(その二)

固定資産(配水管)除却報告書

発行No.
会 計
地 区

報告課所
作成年月日 年 月 日

工事番号	工事名称		帳簿原価	円																
所在地又は 保管場所			除却年月日	年 月 日																
除却区分	その他必要事項																			
資産管理課所																				
事業所																				
除却の理由																				
行政財産 使用許可貸付																				
明細番号	資産番号	資産名称	勘定科目(目～ 節)、節分類	予算執行科目(項～節) 性質・事業	管	種	口	径	数	量	単	位	法定台帳番号	開始時見積資産	階	数				
					各種属性情報	完	可	能	区	分	財	産	区	分	公	有	財	産	台	帳
金額																				

(その三)

固 定 資 産 除 却 報 告 書

発行No.
会 計 区
地 区

報 告 課 所
作 成 年 月 日 年 月 日

名 称	勘 定 科 目	項 目	帳 簿 原 価	円	減 価 償 却 累 計 額	円
			除 却 額	円	処 分 額	円
資産管理課所			除却年月日		除却区分	
事業所			管種口径		階 数	
所在地又は 保 管 場 所			数 量	単位		単位
取 得 先			除 却 情 報 除売却額 その他無償譲渡分 振替・分割減額			
構 造			所管換・所属換減分 調査判明減分 評価等減額			
除却の理由			予 算 情 報 款 目 性質・事業			
平素における 管 理 状 況		金 額 区 分	行政財産 使用許可貸付			
売却可能区分		財 産 区 分	その他必要事項			
公有財産番号		法 定 台 帳 番 号				
開始時見積資産		時 価 等				
各種属性情報						
摘 要 固定資産番号						

第九十五号様式（第四百十条第一項）

（その一）

年度	支出負担行為伝票			第	号
会計	明細件数	件	区分		
課所					
支出負担行為年月日	年	月	日		
摘要					
	支出負担行為額	円			
	消費税及び地方消費税の額	円			
相手方	住所	千			
	氏名	子 算 科 目 明 細			
No.					
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		

本書のとおり執行してよろしいか。

履 行 期 限

年 月 日

（その二）

年度 支出負担行為伝票（科目明細） 第 号

No.	子 算 科 目 明 細				
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		
地区					
仕訳					
子 算 科 目	課 税 区 分	及 び	支 出 負 担 行 為 額		
	消 費 税 及 び	%	円		
	地 方 消 費 税 の 率		円		
	支 出 負 担 行 為 額		円		
	消 費 税 及 び		円		
	地 方 消 費 税 の 額		円		

備考

(その三)

年度 支出負担行為伝票 第 号

課所	明細件数	件	区分	
支出負担行為年月日	年	月	日	
摘要				
	支出負担行為額	円		
	消費税及び	円		
	地方消費税の額			
相手方	住所	千		
氏名				
No. 予算科目明細				
会計	地区			
仕訳	工事番号			
予算科目	課税区分			
款項目	消費税及び	%		
	地方消費税の率			
	支出負担行為額	円		
	消費税及び	円		
	地方消費税の額			
会計	地区			
仕訳	工事番号			
予算科目	課税区分			
款項目	消費税及び	%		
	地方消費税の率			
	支出負担行為額	円		
	消費税及び	円		
	地方消費税の額			
会計	地区			
仕訳	工事番号			
予算科目	課税区分			
款項目	消費税及び	%		
	地方消費税の率			
	支出負担行為額	円		
	消費税及び	円		
	地方消費税の額			

本書のとおり執行してよろしいか。

履行期限

年 月 日

第九十六号様式 削除

別記第百三号様式の三から第百三号様式の五までを削る。
 別記第百四号様式及び第百四号様式の二を次のように改める。
第百四号様式（第百八十九条第二項）
 予 算 流 用 申 請 書

管理部長 様			
長			
会計			
年度	流用番号		
流用年月日	年 月 日	子算種別	
収支区分	款	項	
(単位：円)			
科 目		流 用 額	
目 節 性・事		流用前子算現額 子算残額	
目 節 性・事		流用後子算現額 子算残額	
科 目		流用前子算現額 子算残額	
目 節 性・事		流用後子算現額 子算残額	

第百四号様式の二（第百八十九条第三項）
 予 算 流 用 決 定 通 知 書

長 様			
管 理 部 長			
承認年月日			
会計			
年度	流用番号	流用年月日	子算種別
年 月 日	年 月 日	年 月 日	額
年度	流用元	目 節 性・事 業 業	流用先
年 月 日	円	流用後子算残額	円
年度	円	目 節 性・事 業 業	流用先
年 月 日	円	流用後子算残額	円
年度	円	目 節 性・事 業 業	流用先
年 月 日	円	流用後子算残額	円
年度	円	目 節 性・事 業 業	流用先
年 月 日	円	流用後子算残額	円

別記第百四号様式の二の二を削る。
 別記第百四号様式の三を次のように改める。
第百四号様式の三 (第百九十条第一項)

予 備 費 充 用 申 請 書

管理部長 様		長	
會計		申請年月日 年 月 日	
充用年月日	年 月 日	充用番号	
收支区分			
款			
充用先	科 目	充 用 額	
項 目 節 性・事		充用前予算現額 予算残額 充用後予算現額 予算残額	

別記第百四号様式の三の二を削る。
 別記第百四号様式の四を次のように改める。
第百四号様式の四 (第百九十条第二項)

予 備 費 充 用 決 定 通 知 書

年度		作成日	
充 用 日	充 用 番 号		
會計 收支区分 款			
(単位：円)			
充用先	科 目	充 用 額	
項 目 節 性・事		充用前予算現額 予算残額 充用後予算減額 予算残額	
充用元	科 目	充 用 額	
項 目 節 性・事		充用前予算現額 予算残額 充用後予算減額 予算残額	

	機械及び装置の減価償却累計額を処理する。 機械及び装置の減損損失累計額を処理する。 自動車、車両その他陸上運搬具であつて耐用年数1年以上単価3万円以上のものを処理する。 車両運搬具の減価償却累計額を処理する。 車両運搬具の減損損失累計額を処理する。 監督船、調査船等の船舶で耐用年数1年以上単価5万円以上のものを処理する。 船舶の減価償却累計額を処理する。 船舶の減損損失累計額を処理する。 機械及び装置の附属設備に含まれない工具器具及び備品であつて耐用年数1年以上単価10万円以上のものを処理する。 工具器具及び備品の減価償却累計額を処理する。 工具器具及び備品の減損損失累計額	及び備品 減損損失 累計額 リース資 産 リース資 産減価償 却累計額 リース資 産減損 損失累計額 建設仮勘 定	を処理する。 有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産を処理する。 リース資産の減価償却累計額を処理する。 リース資産の減損損失累計額を処理する。 有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）を処理する。 拡張工事により生じた建設仮勘定改良工事により生じた建設仮勘定施設を共有することにより生じた建設仮勘定 水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、ダム使用権、リース資産等得有償取得したものを処理する。 河川法（昭和39年法律第167号）第23条から第28条までに規定する権利を処理する。 土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利を処理する。 民法第265条及び第269条の2に規定する権利を処理する。 特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する権利を処理する。 電気ガス供給施設利用権及びその他の施設利用権を処理する。	無形固定 資産	水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用 権	
--	--	---	---	------------	---------------------------------------	--

ダム使用権	特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第17条に規定する権利等を処理する。	水道事業流動資産	現金預金	その他投資	上記以外の投資その他の資産を処理する。
ソフトウェアリース資産	無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産を処理する。		現金預金	現金	現金及び預金、未収金、一時所有の有価証券、1年未満の短期債権等を処理する。
ソフトウェア固定	無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産を処理する。		現金	現金	現金及び当座、定期、通知、普通、決済用普通各預金を記載する。
ソフトウェア無形固定資産	上記以外の無形固定資産を処理する。		現金	当座預金	当座預金
長期貸付金	長期所有の有価証券、出資金、貸付金等処理する。		現金	定期預金	定期預金、譲渡性預金、通知預金、普通預金及び決済用普通預金
投資有価証券	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的のために保有するものを処理する。		現金	譲渡性預金	譲渡性預金
出資金	投資の目的をもってした出資金を処理する。		現金	通知預金	通知預金
長期貸付金	1年以上にわたる貸付金を処理する。		現金	普通預金	普通預金
長期貸付金貸倒引当金	長期貸付金の回収不能による損失に備えるための引当金		現金	決済用普通預金	決済用普通預金
減価基金	企業債償還に充てるため特定預金等の形態で保有するもの		現金	未収金	営業未収金、営業外未収金、その他未収金を処理する。
年賦未収金	固定資産の年賦未収金を処理する。		現金	給水収益	水道料金の未収金
破産更生債権等	破産し、又は実質的に破産になつて		現金	分水収益	分水に係る収益の未収金
破産更生債権等	破産し、又は実質的に破産になつて		現金	未収金	給配水工事の受託工事に係る収益の未収金
破産更生債権等	破産し、又は実質的に破産になつて		現金	その他の営業収益	諸手数料その他営業収益の未収金
破産更生債権等	破産し、又は実質的に破産になつて		現金	その他の営業収益	諸手数料その他営業収益の未収金
破産更生債権等	破産し、又は実質的に破産になつて		現金	その他の営業収益	諸手数料その他営業収益の未収金
破産更生債権等	破産し、又は実質的に破産になつて		現金	その他の営業収益	諸手数料その他営業収益の未収金
破産更生債権等	破産し、又は実質的に破産になつて		現金	その他の営業収益	諸手数料その他営業収益の未収金
倒引当金	破産し、又は実質的に破産になつて		現金	営業外未収金	本来の営業活動によらない営業外収益等に係る未収金を処理する。

<p>給水申込納付金の未収金 納付金未収金 他会計補助金未収金 受託収益未収金 雑収益未収金 その他の営業外未収金</p>	<p>給水申込納付金の未収金</p>	<p>他会計から繰り入れられた返済の必要のない補助金の未収金 給水装置、配水管等に関連のない受託工事収益の未収金 有価証券の売却、不用品売却等により生じた未収金 上記以外の営業外未収金</p>		<p>短期貸付金 短期貸付金貸倒引当金 前払費用</p>	<p>1年未満の返済を目的とする貸付金を処理する。 短期貸付金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。 前払された費用（未經過保険料、未經過支払利息、前払賃借料等）で貸借対照表日から起算して1年以内に償還されて費用となるものを処理する。 物品等の購入の際前払したもので前払費用以外のものを処理する。 中間納付に係る消費税及び地方消費税の前払金を処理する。</p>
<p>未収消費税及び地方消費税還付金 その他未収金</p>	<p>未収消費税及び地方消費税還付金の未収金を処理する。</p>	<p>固定資産の売却代金等資産及び資本関係の未収金その他の未収金 未収金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。 随時現金化される有価証券で一時的所有の目的で保有されるものを処理する。</p>		<p>前払消費税及び地方消費税 その他流動資産</p>	<p>保管有価証券 仮払消費税及び地方消費税 特定収入 仮払消費税</p>
<p>未収金貸倒引当金 有価証券 貯蔵品</p>	<p>未収金貸倒引当金 有価証券 貯蔵品</p>	<p>材料、貯蔵量水器、消耗器具備品、消耗品、再用品等 工事用等材料として貯蔵するものを処理する。 貯蔵している量水器</p>		<p>水道事業 繰延勘定</p>	<p>将来の期間に影響する営業経費その他翌事業年度以降に繰り延べて整理する必要があるもので、前払費用、企業債発行差金、退職給与金、試験研究費、開発費及び災害損失等を記載するが、繰延勘定に対する償却費は、当該繰延勘定の金額から直接控除し処理するものとする。</p>
<p>材料 貯蔵量水器 消耗器具備品 消耗品 再用品</p>	<p>材料 貯蔵量水器 消耗器具備品 消耗品 再用品</p>	<p>消耗工具、器具備品等で貯蔵するものを処理する。 消耗品で貯蔵するものを処理する。 撤去した施設等のうち再用可能なもの</p>		<p>企業債発</p>	<p>資本的支出の課税仕入に係る収入控除できない消費税に相当する額</p>

行差金	及び発行のために直接支出した費用 (金融機関等の取扱手数料、申込書、もくろみ書及び債券の印刷費、広告費等) を処理する。 生産効率の向上、改善に要した経費でその効果が翌年度以降に及ぶものを処理する。
開発費	

別表第三千葉県上水道事業勘定科目表負債の部の様式Aのようである。

負債の部

款	項	目	節	説明
水道事業 固定負債	企業債	建設改良 等充当企 業債 その他充 当企業債		事業の通常の見込において1年以内に償還されない長期の借入金等として処理する。 建設改良費等(建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。)又は建設改良費等以外(欠損補てん金等)の目的に充てるために発行する企業債を処理する。 企業債のうち、建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債(1年以内に償還期限の到来するものを除く。)を処理する。 上記以外の財源に充てるために発行する企業債(1年以内に償還期限の到来するものを除く。)を処理する。 固定資産購入代金等の未払額(1年以内に支払期限が到来するものを除く。)を処理する。 建設改良費等又は建設改良費等以外の目的のために他会計から借り入れた借入金で返済を要するものを処理
		年賦未払 金 他会計借 入金		

建設改良 等充当長 期借入金 その他充 当長期借 入金	建設改良等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)を処理する。 上記以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)を処理する。 フアインانس・リース取引に係る債務額(1年以内に支払期限が到来するものを除く。)を処理する。 将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる毎事業年度の引当計上額を処理する。 将来生ずることが予想される職員に對する退職手当の支払に充てるための引当金(1年以内に使用される見込みのものを除く。)を処理する。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金(1年以内に使用される見込みのものを除く。)を処理する。 上記以外の固定負債のための引当金 その他の固定負債を処理する。			
リース債 務 引当金	引当金	退職給付 引当金 特別修繕 引当金 その他引 当金	水道事業 流動負債	一時借入 その他固 定負債

<p>金</p>	<p>一時借入金</p>	<p>一時借入金 当座借越金</p>	<p>に返済しなければならない借入金を処理する。 1年以内に返済しなければならない借入金を処理する。 金融機関、他会計からの借入金を処理する。 当座借越契約に基づき借入金を処理する。 償還期限の到来する建設改良費等又は建設改良費等以外（欠損補てん金等）の目的に充てるために発行する企業債を処理する。 企業債のうち、建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債で1年以内に償還期限が到来するものを処理する。 上記以外の財源に充てるために発行する企業債で1年以内に償還期限が到来するものを処理する。 償還期限の到来する建設改良費等及び建設改良費等以外の目的に充てるための他の会計からの借入金を処理する。 建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で1年以内に返済期限が到来するものを処理する。 上記以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で1年以内に返済期限が到来するものを処理する。 ファイナンス・リース取引に係る債務額で1年以内に支払期限が到来するものを処理する。 特定の契約等により既に確定してい</p>	<p>営業未払金 建設工事未払金 貯蔵品購入未払金 還付未払金 未払消費税及び地方消費税 その他未払金</p>	<p>年賦未払金 未払費用 前受金</p>	<p>営業外前受金 営業前受金 金</p>	<p>工事予納金 その他営業前受金</p>	<p>る短期的債務でまだその支払を終わらないものを処理する。 営業活動に係る通常の取引により発生する未払金を処理する。 建設又は改良工事に係る未払金を処理する。 貯蔵品の購入未払金を処理する。 過誤納、前受金の精算等により生ずる還付金に係る未払金を処理する。 消費税及び地方消費税の未払金を処理する。 固定資産購入代金の未払額等上記以外の未払金を処理する。 固定資産購入代金等の未払額で1年以内に支払期限が到来するものを処理する。 未払賃借料、未払利息等一定の契約に従い継続的役務を受ける場合、既に提供された役務の対価に対する未払金で営業未払金に属さないものを処理する。 対価を受け取ったものうち、いまだその債務を履行していないものについて、その受け取った対価に相当する額を処理する。 営業収益に属する前受金を処理する。 受託工事収益に係る前受金を処理する。 上記以外の営業前受金を処理する。 営業外収益に属する前受金を処理する。</p>
<p>企業債</p>	<p>建設改良等企業債</p>							
<p>他会計借入金</p>	<p>その他企業債</p>							
<p>リース債務</p>	<p>建設改良等長期借入金</p>							
<p>未払金</p>	<p>その他長期借入金</p>							

<p>その他前受金</p>	<p>上記以外の前受金を処理する。</p>	<p>建築物納付金 宅地納付金 工事予納金 資産売却納付金 その他の前受金</p>	<p>開発負担金に係る収入のうち建築物負担金に係る前受金 開発負担金に係る収入のうち宅地負担金に係る前受金 工事負担金等に係る前受金 土地の売却に係る前受金 上記以外のその他前受金</p>		<p>水道事業繰延収益</p>	<p>長期前受金</p>	<p>金 臨時給水概算金 預り諸税 仮受消費税及び地方消費税 下水道使用料 下水道使用料延滞金 過誤納金</p>	<p>金 臨時給水概算金の預り金 所得税、市町村民税等の預り金 課税売上げに係る消費税及び地方消費税を処理する。 下水道使用料の預り金 下水道使用料に係る延滞金の預り金</p>	<p>しての有価証券等の差入保証金 臨時給水概算金の預り金 所得税、市町村民税等の預り金 課税売上げに係る消費税及び地方消費税を処理する。 下水道使用料の預り金 下水道使用料に係る延滞金の預り金 還付又は充当の決定前における水道料金並びに下水道使用料及び下水道使用料に係る延滞金の重複納入等による過誤納金 その他の預り金 償却資産の取得又は改良に充てるために受領した補助金等処理する。 償却資産の取得又は改良に充てるために受領した補助金等処理する。 償却資産の取得又は改良に充てる国庫補助金 償却資産の取得又は改良に充てる県補助金 企業債償還に充てる県補助金 償却資産の取得又は改良に充てる出資金 企業債償還に充てる出資金</p>
<p>引当金</p>	<p>賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金</p>	<p>賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金</p>	<p>賞与引当金及び法定福利費引当金等特定目的に対して引き当てた額を処理する。 翌事業年度の職員に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金を処理する。 翌事業年度の職員に係る地方職員共済組合負担金の事業主負担金のうち当年度に属する事業主負担額を処理する。 毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合において、その修繕に備えて計上する引当金を処理する。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金で、1年以内に使用される見込みのものを処理する。 上記以外の引当金で流動負債に係るものを処理する。 上記以外の流動負債を処理する。</p>		<p>水道事業繰延収益</p>	<p>長期前受金</p>	<p>その他預り金 国庫補助金 県補助金 出資金</p>	<p>その他預り金 国庫補助金 県補助金 出資金</p>	<p>償却資産の取得又は改良に充てるために受領した補助金等処理する。 償却資産の取得又は改良に充てるために受領した補助金等処理する。 償却資産の取得又は改良に充てる国庫補助金 償却資産の取得又は改良に充てる県補助金 企業債償還に充てる県補助金 償却資産の取得又は改良に充てる出資金 企業債償還に充てる出資金</p>
<p>その他流動負債</p>	<p>預り保証</p>	<p>預り保証</p>	<p>契約保証金、入札保証金、保証物と</p>						

	<p>長期前受 金収益化 累計額</p>	<p>工事負担 金 開発負担 金</p>	<p>その他長 期前受金</p>	<p>受贈財産 評価額 建設分担 金</p>	<p>国庫補助 金収益化 累計額 県補助金 収益化累 計額</p>	<p>出資金収 益化累計</p>	<p>る出資金 その他出 資金</p>	<p>上記以外のその他出資金</p>	<p>建設又は改良に要する資金に充て るための工事負担金を処理する。 千葉県水道事業給水条例第30条の3 に規定する開発負担金で償却資産の 取得又は改良に充てる負担金 建築物に係る負担金</p>	<p>宅地造成に係る負担金</p>	<p>寄附その他の受贈財産の評価額を処 理する。 建設工事に対する分担金で償却資産 の取得又は改良に充てる建設工事に 対する負担金 償却資産の取得又は改良に充てる上 記以外の長期前受金 償却資産の取得又は改良に充てる長 期前受金の収益化累計額を処理す る。 国庫補助金のうち償却資産の減価償 却に対応する累計額 県補助金のうち償却資産の減価償却 に対応する累計額</p>	<p>企業債償 還に係る 県補助金 その他県 補助金</p>	<p>企業債償還に充てる県補助金 上記以外のその他県補助金 出資金のうち償却資産の減価償却に 対応する累計額</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業 資本金</td> <td>資本金</td> <td>資本金</td> <td></td> <td>資本金を処理する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資本金</td> <td></td> <td>固有資本金、繰入資本金及び組入資 本金</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	説明	水道事業 資本金	資本金	資本金		資本金を処理する。			資本金		固有資本金、繰入資本金及び組入資 本金	<p>額</p>	<p>企業債償 還に係る 出資金 その他出 資金</p>	<p>企業債償還に充てる出資金 上記以外のその他出資金</p>
款	項	目	節	説明														
水道事業 資本金	資本金	資本金		資本金を処理する。														
		資本金		固有資本金、繰入資本金及び組入資 本金														

別表第三十葉県上下水道事業会計表に於ては、資本の部の「資本の部」

<p>水道事業 剰余金</p>	<p>資本剰余金</p>	<p>再評価積立金 国庫補助金 工事負担金 開発負担金</p>	<p>固有資本 繰上資本 組入資本</p>	<p>法の適用時における資産の総額から企業債、固定負債、流動負債及び積立金を控除した額 建設又は改良のため、他会計から出資の目的をもって繰り入れられた金額で返済を要しないものを処理する。 剰余金から自己資本に組み入れられたものを処理する。 資本勘定中資本金以外の資本を記録計算するために計上する。 損益活動以外の源泉から生ずる剰余金を処理する。 固定資産の再評価による評価益を処理する。 償却資産以外の建設工事に関する国庫(県)補助金を処理する。 償却資産以外の建設又は改良工事のための負担金 千葉県水道事業給水条例第30条の3に規定する開発負担金 建築物に係る負担金 宅地造成に係る負担金 償却資産以外の贈与を受けた財産の評価額を処理する。 建設工事に対する分担金</p>
<p>利益剰余金</p>	<p>その他資本剰余金</p>	<p>受贈財産評価額 建設分担金</p>	<p>資本剰余金であつて他の科目に属さないものを処理する。 損益活動により生ずる剰余金で、毎年度の純利益から留保したものの内訳を処理する。</p>	

款	項	目	節	説明
固定資産	有形固定資産			有形及び無形固定資産並びに投資その他の資産を処理する。 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、船舶、工具、器具

<p>減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)</p>	<p>繰越利益剰余金 年度未残高 (繰越欠損金 年度未残高)</p>	<p>企業債の償還に充てるための積立金を処理する。 欠損金を埋めるための積立金を処理する。 建設又は改良を行うための積立金を処理する。 当年度末における繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に当年度の純利益(又は純損失)、その他未処分利益剰余金変動額の金額を加減した額を処理する。 前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(又は前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に年度中の繰越利益剰余金の増加高又は減少高(繰越欠損金減少高又は増加高)を加減した額を処理する。 当年度の損益取引の結果発生した純利益(又は純損失)</p>
--	--	---

別表第4 千葉県工業用水道事業特定資産の取組の状況の部
資産の部

	<p>土地</p> <p>土地減損 損失累計 額 建物</p>	<p>事務所用 地 施設用地 その他土 地</p>	<p>及び備品、建設仮勘定等処理する。 土地の取得に関して要した買収費、 整地費及び測量費等処理する。 庁舎用地等専ら事務所用のために用 いる土地 事業施設のために用いる用地（施設 に附属する事務所用地を含む。） 上記以外の土地 土地の減損損失累計額を処理する。 建物（建物と一体をなす冷暖房、照 明、通風等の附属設備を含む。）の 取得に関して要した工事費、買収費 （買収建物を使用するために要した 修繕、模様替、改造等の諸経費を含 む。）等処理する。 本局庁舎、事務所等専ら事業所の用 に供されている建物 取水、貯水、浄水、配水等の作業施 設の用に供されている建物 事業の運営に必要な公舎、合宿所、 寮等の建物 上記以外の建物 建物の減価償却累計額を処理する。 建物の減損損失累計額を処理する。</p>			<p>構築物減 価償却累 計額 構築物減 損損失累 計額 機械及び 装置</p>	<p>取水設備 導水設備 貯水設備 浄水設備 送水設備 配水設備 その他構 築物</p>	<p>取水設備 導水設備 貯水設備 浄水設備 送水設備 浄水の配給水管設備及び給水場、配 水塔等の設備 上記以外の諸施設 構築物の減価償却累計額を処理す る。 構築物の減損損失累計額を処理す る。 機械、装置及びコンベア起重機等の 運搬設備並びにその附属設備を処理 する。 電動機、変圧機、配電盤及び構内配 電設備装置等（建物に含むものを除 く。） ディーゼルエンジンその他の内燃設 備 取水、配水、浄水等のポンプ設備及 びその附属設備（連結電動設備等分 離しがたい電気設備を含むことがで きる。） 塩素滅菌用の設備 直接需要者の用に供する量水計器 （貯蔵及び売却のために所有する量 水器を除く。） 上記以外の機械及び装置 機械及び装置の減価償却累計額を処</p>
<p>建物減価 償却累計 額 建物減損 損失累計 額 構築物 減価償却 累計額</p>	<p>土地に定着する土木施設又は工作物 等処理する。</p>							

<p>装置減価償却累計額 機械及び装置減損損失累計額 車両運搬具 車両運搬具減価償却累計額 車両運搬具減損損失累計額 船舶</p>	<p>船舶減価償却累計額 船舶減損損失累計額 工具、器具及び備品 工具、器具及び備品</p>	<p>理する。 機械及び装置の減損損失累計額を処理する。 自動車、車両その他陸上運搬具であつて耐用年数1年以上単価3万円以上のものを処理する。 車両運搬具の減価償却累計額を処理する。 車両運搬具の減損損失累計額を処理する。 監督船、調査船等の船舶で耐用年数1年以上単価5万円以上のものを処理する。 船舶の減価償却累計額を処理する。 船舶の減損損失累計額を処理する。</p>	<p>無形固定資産</p>	<p>器具及び備品減損損失累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 リース資産減損損失累計額 建設仮勘定 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額 その他有形固定資産減損損失累計額</p>	<p>拡張施設 改良施設</p>	<p>工具、器具及び備品の減損損失累計額を処理する。 有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産を処理する。 リース資産の減価償却累計額を処理する。 リース資産の減損損失累計額を処理する。 有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）を処理する。 上記以外の有形固定資産を処理する。 その他有形固定資産の減価償却累計額を処理する。 その他有形固定資産の減損損失累計額を処理する。</p>
---	--	--	---------------	--	----------------------	--

<p>水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権 ダム使用权 ソフトウェア リース資産 ソフトウェア リース資産 ソフトウェア 勘定 その他無形固定資産 投資その他の資産</p>	<p>河川法第23条から第28条までに規定する権利を処理する。 土地の上に設定された民法第601条に規定する権利を処理する。 民法第265条及び第269条の2に規定する権利を処理する。 特許法第29条に規定する権利を処理する。 電気ガス供給施設利用権及びその他の施設利用権を処理する。 特定多目的ダム法第17条に規定する権利等を処理する。 業務に供されているソフトウェア 無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産を処理する。 製作途中のソフトウェアに係る支出累計額 上記以外の無形固定資産を処理する。 長期所有の有価証券、出資金、貸付金等処理する。 金融商品取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的のために保有するものを処理する。 投資の目的をもってした出資金を処理する。 一年以上にわたる貸付金を処理する。 他会計貸付金以外の長期貸付金 他会計貸付金 他会計貸付金</p>	<p>付金 長期貸付金 貸倒引当金 基金 破産更生債権等 破産更生債権等貸倒引当金 年賦未収金 年賦未収金 年賦未収金 貸倒引当金 その他投資 流動資産 現金及び預金 現金 預金 未収金</p>	<p>長期貸付金 貸倒引当金 基金 破産更生債権等 破産更生債権等貸倒引当金 年賦未収金 年賦未収金 年賦未収金 貸倒引当金 その他投資 現金 預金 未収金</p>	<p>決済用預金 普通預金 当座預金 通知預金 定期預金 普通預金 当座預金 通知預金 定期預金、譲渡性預金 営業未収金、営業外未収金、その他未収金を処理する。 営業収益の未収金を処理する。</p>	<p>長期貸付金の回収不能による損失に備えるための引当金 特定目的の使用に充てるため特定預金等の形態で保有するもの 破産し、又は実質的に破産になつて いる債務者に対する債権 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるための引当金 固定資産の年賦未収金を処理する。 年賦未収金の回収不能による損失に備えるための引当金 上記以外の投資その他の資産を処理する。 現金及び預金、未収金、一時所有の有価証券、1年未満の短期債権等を処理する。 現金及び普通、当座、通知、定期等の各預金を処理する。 保管現金等 普通、当座、通知、定期等の各預金 決済用普通預金</p>
---	--	---	--	---	---

<p>営業外未収金 未収消費税及び地方消費税 還付金 その他未収金</p>	<p>営業外未収金 未収消費税及び地方消費税 還付金 その他未収金</p>	<p>本来の営業活動によらない営業外収益等に係る未収金を処理する。 消費税及び地方消費税還付金の未収金を処理する。</p> <p>固定資産の売却代金等資産及び資本関係の未収金を処理する。 未収金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。 随時現金化される有価証券で一時的所有の目的で保有されるものを処理する。</p> <p>材料、消耗工器具備品、消耗品、再用品等を処理する。 工事用等材料として貯蔵するものを処理する。 消耗工器具、器具備品等で貯蔵するものを処理する。</p> <p>消耗品で貯蔵するものを処理する。 廃材、用途廃止の機械器具で上記以外の貯蔵するものを処理する。 1年未満の返済を目的とする貸付金を処理する。 他会計以外に対する短期の貸付金を処理する。 他会計に対する短期の貸付金を処理する。</p> <p>短期貸付金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p> <p>前払された費用(未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等)で貸借対照表日から起算して1年以内に</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="200 1339 434 1550"> <p>未収収益 貸倒引当金 その他流動資産</p> </td> <td data-bbox="200 1550 434 1687"> <p>前払保険料 営業外前払金 その他前払費用</p> </td> <td data-bbox="200 1687 434 2505"> <p>償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。</p> <p>有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p> <p>一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p> <p>上記以外の流動資産を処理する。</p> <p>物品等の購入の際前払したもので前払費用以外のものを処理する。 中間納付に係る消費税及び地方消費税の前払金を処理する。</p> <p>前渡金、概算金等を処理する。 保証金の代用又は担保として保管中の有価証券を処理する。 課税仕入れに係る消費税及び地方消費税を処理する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1339 511 1550"> <p>未収収益 貸倒引当金 その他流動資産</p> </td> <td data-bbox="434 1550 511 1687"> <p>前払消費 税及び地 方消費税 仮払金 保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税</p> </td> <td data-bbox="434 1687 511 2505"> <p>前払消費 税及び地 方消費税 仮払金 保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税</p> </td> </tr> </table> <p>戻戻額四十業田水運轉業種定社に於ける負債の部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="511 1339 550 1550">款</th> <th data-bbox="511 1550 550 1687">項</th> <th data-bbox="511 1687 550 1824">目</th> <th data-bbox="511 1824 550 1961">節</th> <th data-bbox="511 1961 550 2505">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1339 589 1550">固定負債</td> <td data-bbox="550 1550 589 1687">企業債</td> <td data-bbox="550 1687 589 1824"></td> <td data-bbox="550 1824 589 1961"></td> <td data-bbox="550 1961 589 2505">事業の通常取引において1年以内に償還されない長期の借入金等を処理する。 建設改良費等又は建設改良費等以外</td> </tr> </tbody> </table>	<p>未収収益 貸倒引当金 その他流動資産</p>	<p>前払保険料 営業外前払金 その他前払費用</p>	<p>償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。</p> <p>有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p> <p>一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p> <p>上記以外の流動資産を処理する。</p> <p>物品等の購入の際前払したもので前払費用以外のものを処理する。 中間納付に係る消費税及び地方消費税の前払金を処理する。</p> <p>前渡金、概算金等を処理する。 保証金の代用又は担保として保管中の有価証券を処理する。 課税仕入れに係る消費税及び地方消費税を処理する。</p>	<p>未収収益 貸倒引当金 その他流動資産</p>	<p>前払消費 税及び地 方消費税 仮払金 保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税</p>	<p>前払消費 税及び地 方消費税 仮払金 保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税</p>	款	項	目	節	説明	固定負債	企業債			事業の通常取引において1年以内に償還されない長期の借入金等を処理する。 建設改良費等又は建設改良費等以外
<p>未収収益 貸倒引当金 その他流動資産</p>	<p>前払保険料 営業外前払金 その他前払費用</p>	<p>償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。</p> <p>有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p> <p>一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p> <p>上記以外の流動資産を処理する。</p> <p>物品等の購入の際前払したもので前払費用以外のものを処理する。 中間納付に係る消費税及び地方消費税の前払金を処理する。</p> <p>前渡金、概算金等を処理する。 保証金の代用又は担保として保管中の有価証券を処理する。 課税仕入れに係る消費税及び地方消費税を処理する。</p>																	
<p>未収収益 貸倒引当金 その他流動資産</p>	<p>前払消費 税及び地 方消費税 仮払金 保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税</p>	<p>前払消費 税及び地 方消費税 仮払金 保管有価 証券 仮払消費 税及び地 方消費税</p>																	
款	項	目	節	説明															
固定負債	企業債			事業の通常取引において1年以内に償還されない長期の借入金等を処理する。 建設改良費等又は建設改良費等以外															

	<p>建設改良等充当企業債 その他充当企業債</p>		<p>（欠損補てん金等）の目的に充てるために発行する企業債を処理する。企業債のうち、建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）を処理する。 上記以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）を処理する。</p>		<p>流動負債</p>	<p>その他固定負債 一時借入金 企業債</p>	<p>退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金 一時借入金 当座借越</p>	<p>きると認められる毎事業年度の引当計上額を処理する。 将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）を処理する。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）を処理する。 上記以外の固定負債のための引当金 その他の固定負債を処理する。 事業の通常取引において1年以内に償還しなければならぬものを処理する。 事業の通常取引において1年以内に返済しなければならぬ借入金を処理する。 1年以内に返済しなければならぬ借入金を処理する。 当座借越契約に基づき借入金を処理する。 償還期限の到来する建設改良費等又は建設改良費等以外（欠損補てん金等）の目的に充てるために発行する企業債を処理する。 企業債のうち、建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債で1年以内に償還期限が到来するものを処理する。 上記以外の財源に充てるために発行する企業債で1年以内に償還期限が到来するものを処理する。</p>
<p>他会計借入金</p>	<p>建設改良費等充当他会計借入金 その他充当他会計借入金</p>		<p>建設改良費等又は建設改良費等以外の目的のために他会計から借り入れた借入金で返済を要するものを処理する。 建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）を処理する。 上記以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）を処理する。</p>					
<p>リース債務</p>			<p>ファイナンス・リース取引に係る債務額（1年以内に支払期限が到来するものを除く。）を処理する。</p>					
<p>年賦未払金</p>			<p>固定資産購入代金等の未払額（1年以内に支払期限が到来するものを除く。）を処理する。</p>					
<p>繰延年賦売却益引当金</p>			<p>将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることがで</p>					

<p>他会計借入金</p>	<p>建設改良費等充当他会計借入金 その他充当他会計借入金</p>	<p>償還期限の到来する建設改良費等及び建設改良費等以外の目的に充てるための他の会計からの借入金を処理する。 建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で1年以内に返済期限が到来するものを処理する。 上記以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で1年以内に返済期限が到来するものを処理する。</p>	<p>前受収益</p>	<p>営業前受金 営業外前受金 その他前受金</p>	<p>ついて、その受け取った対価に相当する額を処理する。 営業収益に属する前受金を処理する。 営業外収益に属する前受金を処理する。 上記以外の前受金を処理する。</p>
<p>リース債務</p>		<p>リース取引に係る債務額で1年以内に支払期限が到来するものを処理する。 リース・リース取引に係る債務額で1年以内に支払期限が到来するものを処理する。</p>	<p>引当金</p>	<p>賞与引当金 法定福利費引当金</p>	<p>翌事業年度の職員に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金を処理する。 翌事業年度の職員に係る地方職員共済組合負担金の事業主負担金のうち当年度に属する事業主負担額を処理する。</p>
<p>年賦未払金</p>	<p>営業未払金 未払消費税及び地方消費税 その他未払金</p>	<p>特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないものを処理する。 営業活動に係る通常の取引により発生する未払金を処理する。 消費税及び地方消費税の未払金を処理する。</p>	<p>修繕引当金</p>	<p>特別修繕引当金</p>	<p>毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金を処理する。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金で、1年以内に使用される見込みのものを処理する。 上記以外の引当金で流動負債に係るものを処理する。 上記以外の流動負債を処理する。</p>
<p>未払費用</p>	<p>未払費用</p>	<p>固定資産購入代金の未払額等上記以外の未払金を処理する。 未払賃借料、未払利息等一定の契約に従い継続的役務を受ける場合、既に提供された役務の対価に対する未払金で営業未払金に属さないものを処理する。</p>	<p>その他流動負債</p>	<p>その他引当金</p>	<p>上記以外の流動負債を処理する。</p>
<p>前受金</p>		<p>対価を受け取ったもののうち、いまだその債務を履行していないものに</p>	<p>仮受金</p>	<p>仮受金</p>	<p>相手勘定又は金額等の確定しない入</p>

<p>繰延収益</p>	<p>長期前受 金 長期前受 金収益化 累計額</p>	<p>預り有価 証券 仮受消費 税及び地 方消費税</p> <p>預り金 工事負担 金 その他の 長期前受 金</p>	<p>預金利息 公舎貸付 料 その他仮 受金 預り保証 金 預り諸税 その他預 り金</p>	<p>金を処理する。</p> <p>その他の仮受金</p> <p>各種預り金を処理する。 契約保証金及び入札保証金等</p> <p>所得税、市町村民税等の預り金 その他の預り金</p> <p>保証金の代用又は担保として受け入 れた有価証券を処理する。 課税売上げに係る消費税及び地方消 費税を処理する。</p> <p>償却資産の取得又は改良に充てるた めに受領した補助金等処理する。 償却資産の取得又は改良に充てるた めに受領した補助金等処理する。 寄附その他の受贈財産の評価額を処 理する。 建設工事に関する国庫（県）補助金 を処理する。 建設又は改良に要する資金に充てる ための寄附金を処理する。 建設又は改良に要する資金に充てる ための工事負担金を処理する。 償却資産の取得又は改良に充てる上 記以外の長期前受金</p> <p>償却資産の取得又は改良に充てる長 期前受金の収益化累計額を処理す る。</p>
<p>受贈財産 評価額 補助金 寄附金 工事負担 金 その他の 長期前受 金</p>	<p>受贈財産評価額の収益化累計額に係 る額を処理する。 補助金のうち償却資産の減価償却に 対応する累計額 寄附金のうち償却資産の減価償却に 対応する累計額 建設工事に對する工事負担金のうち 償却資産の減価償却に對する累計 額 上記以外の長期前受金で償却資産の 取得又は改良に充てる長期前受金の うち償却資産の減価償却に對する 累計額</p>			
<p>資本金</p>	<p>自己資本 金 固有資本 金 繰入資本 金 組入資本 金 再評価積 立金 受贈財産</p>	<p>資本金 自己資本 金 固有資本 金 繰入資本 金 組入資本 金 再評価積 立金 受贈財産</p>	<p>資本金を処理する。 自己資本金を処理する。</p> <p>法の適用時における資産の総額から 企業債、固定負債、流動負債及び積 立金を控除した額 建設又は改良のため、他会計から出 資の目的をもつて繰り入れられた金 額で返済を要しないものを処理す る。 剰余金から自己資本に組み入れられ たものを処理する。 資本勘定中資本金以外の資本を記録 計算するために計上する。 損益活動以外の源泉から生ずる剰余 金を処理する。 固定資産の再評価による評価益を処 理する。 償却資産以外の贈与を受けた財産の</p>	

民衆銀行十葉田水御時兼種定社 資本の部

評価額	補助金	寄附金	工事負担金	その他資本剰余金	利益剰余金
評価額を処理する。 償却資産以外の建設工事に関する国庫(県)補助金を処理する。 償却資産以外の建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金を処理する。 償却資産以外の建設又は改良工事のための負担金 資本剰余金であつて他の科目に属さないものを処理する。 損益活動により生ずる剰余金で、毎年度の純利益から留保したものの内訳を処理する。 企業債の償還に充てるための積立金を処理する。 欠損金を埋めるための積立金を処理する。 建設又は改良を行うための積立金を処理する。 財政調整のための積立金を処理する。	繰越利益剰余金 年度末残高 (繰越欠損金 年度末残高)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(又は前年度欠損金処分額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に年度中の繰越利益剰余金の増加高又は減少高(繰越欠損金減少高又は増加高)を加減した額を処理する。	繰越利益剰余金(又は前年度未処分欠損金)の額に当年度の純利益(又は純損失)、その他未処分利益剰余金変動額の金額を加減した額を処理する。	繰越利益剰余金(又は前年度未処分欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(又は前年度欠損金処分額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に年度中の繰越利益剰余金の増加高又は減少高(繰越欠損金減少高又は増加高)を加減した額を処理する。	繰越利益剰余金(又は前年度未処分欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(又は前年度欠損金処分額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に年度中の繰越利益剰余金の増加高又は減少高(繰越欠損金減少高又は増加高)を加減した額を処理する。

款	項	目	節	説明
工事勘定	工業用水 道建設事業費	取水施設費	ポンプ場 工費 取水堰工費 導水路工費	資産の建設又は取得等に必要なる支出で建設仮勘定に計上を要するものを処理する。 取水施設に要する建設費を処理する。 取水に係るポンプ場施設の機械の購入費、材料費及び請負費を処理する。 取水堰施設の材料費及び請負費 導水路施設の材料費及び請負費 取水施設建設負担金 暗渠施設の材料費及び請負費 取水施設建設負担金 附帯費 導水施設に要する建設費を処理する。 導水に係るポンプ場施設の機械の購入費、材料費及び請負費 導水路施設の材料費及び請負費
		取水施設費	ポンプ場 工費 取水堰工費 導水路工費	資産の建設又は取得等に必要なる支出で建設仮勘定に計上を要するものを処理する。 取水施設に要する建設費を処理する。 取水に係るポンプ場施設の機械の購入費、材料費及び請負費を処理する。 取水堰施設の材料費及び請負費 導水路施設の材料費及び請負費 取水施設建設負担金 暗渠施設の材料費及び請負費 取水施設建設負担金 附帯費 導水施設に要する建設費を処理する。 導水に係るポンプ場施設の機械の購入費、材料費及び請負費 導水路施設の材料費及び請負費

	貯水施設費	貯水施設に要する建設費を処理する。 貯水施設建設負担金 貯水施設材料及び請負費		発生土処理施設費	発生土処理施設に要する建設費を処理する。 発生土処理施設に要する建設工事を処理する。
浄水施設費	浄水設備費	浄水設備に係る材料費及び請負費	浄水設備に係る材料費及び請負費	土地取得費	浄水設備、浄水施設、貯水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設に伴う用地取得費 事務所用地等の取得費
送水施設費	電気設備費	送水施設に要する建設費を処理する。 送水に係るポンプ場施設の機械材料及び請負費	送水施設に要する建設費を処理する。 送水に係るポンプ場施設の機械材料及び請負費	建物取得費	送水施設、送水施設、送水施設及び配水施設に伴う建物取得費 各施設に伴う事務所用建物取得費
配水施設費	配水池工費	配水施設に要する建設費を処理する。 材料及び請負費	配水施設に要する建設費を処理する。 材料及び請負費	工費	各施設に伴う公舎用建物取得費 その他の建物取得費
	配水管工費	材料及び請負費	材料及び請負費	発生土処理施設に要する建設費	各施設に要する機械及び装置の取得費を処理する。
	ポンプ場	材料及び請負費	材料及び請負費	発生土処理施設に要する建設費	各施設に要する建設費を処理する。

<p>車両及び 運搬具取 得費</p>	<p>機械取得 費 装置取得 費</p>	<p>機械の取得費 装置の取得費 各施設の建設に要する運送用車両取 得費を処理する。 各施設の建設に要する自動車取得費 その他の車両取得費</p>	<p>旅費 報償費 被服費 備消耗品 費 燃料費 光熱水費 印刷製本 費 通信運搬 費</p>	<p>業務に要する広告料</p>
<p>工具器具 及び備品 取得費</p>	<p>自動車取 得費 その他車 両取得費</p>	<p>各施設の建設に要する工具、器具及 び備品の取得費を処理する。 各施設の建設に要する自動車取得費</p>	<p>広告料 委託料 手数料 賃借料 修繕費 薬品費 補償費 負担金 研修費 交際費 会議費 厚生福利 費 保険料 公課費 雑費 賞与引当 金繰入額 法定福利 費引当金 繰入額 修繕引当 金繰入額 特別修繕 費</p>	<p>業務に要する広告料</p>
<p>測量試験 費</p>	<p>工具取得 費 器具取得 費 備品取得 費</p>	<p>各施設の建設に要する工具の取得費 各施設の建設に要する器具の取得費 各施設の建設に要する備品の取得費</p>	<p>研修費 交際費 会議費 厚生福利 費</p>	<p>業務に必要な研修費 業務に必要な交際費</p>
<p>建設諸経 費</p>	<p>測量費 試験費 委託料 給料 手当等 法定福利 費 退職給付 費 報酬</p>	<p>各施設の建設に要する測量試験費及 び調査費を処理する。 各施設の建設に要する測量費 各施設の建設に要する試験費 各施設の建設に要する調査委託料 (水道事業工事勘定の説明に準ず る。)</p>	<p>公課費 雑費 賞与引当 金繰入額 法定福利 費引当金 繰入額 修繕引当 金繰入額 特別修繕 費</p>	<p>業務に必要な研修費 業務に必要な交際費</p>
<p>退職給付 費</p>	<p>退職給付 費</p>	<p>退職給付引当金として計上するため の繰入額及び退職手当の支払に当た って不足が生じた場合の当該不足額</p>	<p>修繕引当 金繰入額 特別修繕 費</p>	<p>修繕引当金として計上するための繰 入額 特別修繕引当金として計上するため</p>

<p>工業用水 道共同事 業費</p>	<p>雑収入 取水施設 費 導水施設 費 貯水施設 費</p>	<p>引当金繰 入額 ポンプ場 工費 取水堰工 費 導水路工 費 暗渠工費 負担金 附帯費 ポンプ場 工費 導水路工 費 導水設備 費</p>	<p>に繰入額 建設仮勘定の費用の減少項目として 計上するものを処理する。 預金により生じた利息 公舎貸付により生じた収入 上記以外の雑収益 二以上の建設事業について共同して 一の施設を設置する場合の建設費を 処理する。 (工業用水道建設事業費の説明に準 ずる。)</p>	<p>浄水施設 費 送水施設 費 土地取得 費</p>	<p>負担金 貯水工費 汚泥処理 設備費 沈殿池工 費 滅菌設備 費 浄水設備 費 電気設備 費 ポンプ場 工費 送水管工 費 調圧塔工 費 電気設備 工費 配水池工 費 配水管工 費 ポンプ場 工費 附帯費</p>	
-----------------------------	--	---	--	---	--	--

	施設用地取得費 事務所用 地取得費 その他用 地取得費 施設用地 使用費 補償費 建物取得 費 機械及び 装置取得 費 車両及び 運搬具取 得費 工具器具	施設用地 取得費 事務所用 地取得費 その他用 地取得費 施設用地 使用費 補償費 建物取得 費 施設用建 物取得費 事務所用 建物取得 費 公舎用建 物取得費 その他建 物取得費 機械取得 費 装置取得 費 自動車取 得費 その他車 両取得費		及び備品 取得費 測量試験 費 建設諸経 費	工具取得 費 器具取得 費 備品取得 費 測量費 試験費 委託料 給料 手当等 法定福利 費 退職給付 費 報酬 旅費 報償費 被服費 備消耗品 費 燃料費 光熱水費 印刷製本 費 通信運搬 費 広告料 委託料	
--	---	---	--	---------------------------------------	---	--

		取水施設費	工業用水 道特定共 同事業費									
		取水施設費	工業用水 道特定共 同事業費	<p>手数料 賃借料 修繕費 薬品費 補償費 負担金 研修費 交際費 会議費 厚生福利 費 保険料 公課費 雑費 賞与引当 金繰入額 法定福利 費引当金 繰入額 修繕引当 金繰入額 特別修繕 引当金繰 入額</p>	<p>県の行う建設事業と併せて県以外の 者の行う建設事業について共同で一 の施設を設置する場合の建設費を処 理する。 (工業用水道建設事業費の説明に 準ずる。)</p>		導水施設費	<p>導水路工 費 暗渠工費 負担金 附帯費</p>	<p>導水路工 費 導水路工 費 導水設備 費</p>	<p>導水路工 費 導水路工 費 導水設備 費</p>	<p>導水路工 費 暗渠工費 負担金 附帯費</p>	
		取水施設費	工業用水 道特定共 同事業費				貯水施設費	<p>貯水工費 負担金</p>	<p>貯水工費 負担金</p>	<p>貯水工費 負担金</p>		
		取水施設費	工業用水 道特定共 同事業費				浄水施設費	<p>浄水設備 費 電気設備 費</p>	<p>浄水設備 費 電気設備 費</p>	<p>浄水設備 費 電気設備 費</p>		
		取水施設費	工業用水 道特定共 同事業費				送水施設費	<p>送水管工 費</p>	<p>送水管工 費</p>	<p>送水管工 費</p>		

	費 調圧塔工 費 電気設備 工費 配水施設 費 配水池工 費 配水管工 費 ポンプ場 工費 附帯費 土地取得 費 建物取得 費	費 調圧塔工 費 電気設備 工費 配水池工 費 配水管工 費 ポンプ場 工費 附帯費 土地取得 費 建物取得 費 施設用地 取得費 事務所用 地取得費 その他用 地取得費 施設用地 使用費 補償費 施設用建 物取得費 事務所用 建物取得 費 公舎用建 物取得費 その他建		機械及び 装置取得 費 車両及び 運搬具取 得費 工具器具 及び備品 取得費 測量試験 費 建設諸経 費	物取得費 機械取得 費 装置取得 費 自動車取 得費 その他車 両取得費 工具取得 費 器具取得 費 備品取得 費 測量費 試験費 委託料 給料 手当等 法定福利 費	
--	--	---	--	--	--	--

	退職給付 費 報酬 旅費 報償費 被服費 備消耗品 費 燃料費 光熱水費 印刷製本 費 通信運搬 費 広告料 委託料 手数料 賃借料 修繕費 薬品費 補償費 負担金 研修費 交際費 会議費 厚生福利 費 保険料 公課費 雑費 賞与引当 金繰入額 法定福利 費引当金 繰入額		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="202 1372 666 1536"> <table border="1"> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>土地</td> <td>土地貸付事業貸付地</td> <td>有形及び無形固定資産並びに投資その他の資産を処理する。 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、船舶、工具、器具及び備品、建設仮勘定等を処理する。 土地の取得に関して要した買収費、整地費及び測量費等を処理する。 土地貸付事業において貸し付けている土地</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="202 1536 666 1687"> 工業用水 道関連事 業費 </td> <td data-bbox="202 1687 666 1824"> 建設利息 企業債手 数料及び 取扱費 負担金 建設利息 受水権放 棄補償金 </td> <td data-bbox="202 1824 666 1961"> 修繕引当 金繰入額 特別修繕 引当金繰 入額 支払利息 </td> <td data-bbox="202 1961 666 2510"> 建設工事等に係る支払利息を計上する。 企業債、他会計繰入金、一時借入金等に対する支払利息 企業債発行による登録手数料並びに企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費 印旛沼開発事業に関する建設費を処理する。 受水権放棄に対する補償金 </td> </tr> </table> <p>別表第五十葉具造成土地管理事業種別目録の表の次に掲げる。</p> <p>資産の部</p>	<table border="1"> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>土地</td> <td>土地貸付事業貸付地</td> <td>有形及び無形固定資産並びに投資その他の資産を処理する。 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、船舶、工具、器具及び備品、建設仮勘定等を処理する。 土地の取得に関して要した買収費、整地費及び測量費等を処理する。 土地貸付事業において貸し付けている土地</td> </tr> </table>	款	項	目	節	説明	固定資産	有形固定資産	土地	土地貸付事業貸付地	有形及び無形固定資産並びに投資その他の資産を処理する。 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、船舶、工具、器具及び備品、建設仮勘定等を処理する。 土地の取得に関して要した買収費、整地費及び測量費等を処理する。 土地貸付事業において貸し付けている土地	工業用水 道関連事 業費	建設利息 企業債手 数料及び 取扱費 負担金 建設利息 受水権放 棄補償金	修繕引当 金繰入額 特別修繕 引当金繰 入額 支払利息	建設工事等に係る支払利息を計上する。 企業債、他会計繰入金、一時借入金等に対する支払利息 企業債発行による登録手数料並びに企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費 印旛沼開発事業に関する建設費を処理する。 受水権放棄に対する補償金
<table border="1"> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>有形固定資産</td> <td>土地</td> <td>土地貸付事業貸付地</td> <td>有形及び無形固定資産並びに投資その他の資産を処理する。 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、船舶、工具、器具及び備品、建設仮勘定等を処理する。 土地の取得に関して要した買収費、整地費及び測量費等を処理する。 土地貸付事業において貸し付けている土地</td> </tr> </table>	款	項	目	節	説明	固定資産	有形固定資産	土地	土地貸付事業貸付地	有形及び無形固定資産並びに投資その他の資産を処理する。 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、船舶、工具、器具及び備品、建設仮勘定等を処理する。 土地の取得に関して要した買収費、整地費及び測量費等を処理する。 土地貸付事業において貸し付けている土地	工業用水 道関連事 業費	建設利息 企業債手 数料及び 取扱費 負担金 建設利息 受水権放 棄補償金	修繕引当 金繰入額 特別修繕 引当金繰 入額 支払利息	建設工事等に係る支払利息を計上する。 企業債、他会計繰入金、一時借入金等に対する支払利息 企業債発行による登録手数料並びに企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費 印旛沼開発事業に関する建設費を処理する。 受水権放棄に対する補償金				
款	項	目	節	説明														
固定資産	有形固定資産	土地	土地貸付事業貸付地	有形及び無形固定資産並びに投資その他の資産を処理する。 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、船舶、工具、器具及び備品、建設仮勘定等を処理する。 土地の取得に関して要した買収費、整地費及び測量費等を処理する。 土地貸付事業において貸し付けている土地														

<p>事務所用地 施設用地 その他土地</p>	<p>庁舎用地等専ら事務所用のために用いる土地 事業施設のために用いる用地（施設に附属する事務所用地を含む。） 上記以外の土地</p>	<p>建物</p>	<p>地</p>	<p>船舶減価償却累計額 車両運搬具 車両運搬具減価償却累計額 工具、器具及び備品</p>	<p>船舶の減価償却累計額を処理する。 自動車、車両その他陸上運搬具であつて耐用年数1年以上単価3万円以上のものを処理する。 車両運搬具の減価償却累計額を処理する。</p>
<p>事務所用建物 公舎合宿用建物 その他建物</p>	<p>建物（建物と一体をなす冷暖房、照明、通風等の附属設備を含む。）の取得に関して要した工事費、買収費（買収建物を使用するために要した修繕、模様替、改造等の諸経費を含む。）等を処理する。 本局庁舎、事務所等専ら事業所の用に供されている建物 事業の運営に必要な公舎、合宿所、寮等の建物 上記以外の建物</p>	<p>建物減価償却累計額 構築物</p>	<p>物</p>	<p>工具、器具及び備品減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定</p>	<p>機械及び装置の附属設備に含まれない工具、器具及び備品であつて耐用年数1年以上単価10万円以上のものを処理する。 工具、器具及び備品の減価償却累計額を処理する。 有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産を処理する。 リース資産の減価償却累計額を処理する。</p>
<p>構築物減価償却累計額 機械及び装置 機械及び装置減価償却累計額 船舶</p>	<p>土地に定着する土木施設又は工作物等処理する。 構築物の減価償却累計額を処理する。 機械、装置及びコンベア起重機等の運搬設備並びにその附属設備を処理する。 機械及び装置の減価償却累計額を処理する。</p>	<p>構築物</p>	<p>物</p>	<p>リース資産 その他の有形固定資産 その他の有形固定資産減価償却累計額</p>	<p>有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）を処理する。 拡張工事により生じた建設仮勘定改良工事により生じた建設仮勘定上記以外の有形固定資産を処理する。 その他の有形固定資産の減価償却累計額を処理する。</p>

<p>未収金</p>	<p>普通預金 当座預金 通知預金 定期預金</p>	<p>普通預金 当座預金 通知預金 定期預金、譲渡性預金 営業未収金、営業外未収金、その他未収金を処理する。 営業収益の未収金を処理する。</p>	<p>普通預金 当座預金 通知預金 定期預金、譲渡性預金 営業未収金、営業外未収金、その他未収金を処理する。 営業収益の未収金を処理する。 本来の営業活動によらない営業外収益等に係る未収金を処理する。 消費税及び地方消費税還付金の未収金を処理する。 固定資産の売却代金等資産及び資本関係の未収金を処理する。 未収金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。 随時現金化される有価証券で一時的所有の目的で保有されるものを処理する。 1年未満の返済を目的とする貸付金を処理する。 他会計以外に対する短期の貸付金を処理する。</p>		<p>前払費用</p>	<p>前払保険料 営業外前払金 その他前払費用</p>	<p>前払された費用(未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等)で貸借対照表日から起算して1年以内に償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。</p>	<p>有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>前払された費用(未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等)で貸借対照表日から起算して1年以内に償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。 有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p>
<p>未収金 未収金 倒引当金 有価証券</p>	<p>営業未収金 営業外未収金 未収消費税及び地方消費税 還付金 その他未収金</p>	<p>普通預金 当座預金 通知預金 定期預金</p>	<p>普通預金 当座預金 通知預金 定期預金、譲渡性預金 営業未収金、営業外未収金、その他未収金を処理する。 営業収益の未収金を処理する。 本来の営業活動によらない営業外収益等に係る未収金を処理する。 消費税及び地方消費税還付金の未収金を処理する。 固定資産の売却代金等資産及び資本関係の未収金を処理する。 未収金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。 随時現金化される有価証券で一時的所有の目的で保有されるものを処理する。 1年未満の返済を目的とする貸付金を処理する。 他会計以外に対する短期の貸付金を処理する。</p>		<p>前払費用 繰出金 未収収益 貸倒引当金 その他流動資産</p>	<p>前払保険料 営業外前払金 その他前払費用</p>	<p>前払された費用(未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等)で貸借対照表日から起算して1年以内に償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。</p>	<p>有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>前払された費用(未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等)で貸借対照表日から起算して1年以内に償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。 有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p>
<p>短期貸付金 短期貸付金 貸倒引当金</p>	<p>有価証券 一般貸付金 一般会計貸付金</p>	<p>普通預金 当座預金 通知預金 定期預金</p>	<p>普通預金 当座預金 通知預金 定期預金、譲渡性預金 営業未収金、営業外未収金、その他未収金を処理する。 営業収益の未収金を処理する。 本来の営業活動によらない営業外収益等に係る未収金を処理する。 消費税及び地方消費税還付金の未収金を処理する。 固定資産の売却代金等資産及び資本関係の未収金を処理する。 未収金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。 随時現金化される有価証券で一時的所有の目的で保有されるものを処理する。 1年未満の返済を目的とする貸付金を処理する。 他会計以外に対する短期の貸付金を処理する。</p>		<p>前払費用 繰出金 未収収益 貸倒引当金 その他流動資産</p>	<p>前払保険料 営業外前払金 その他前払費用</p>	<p>前払された費用(未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等)で貸借対照表日から起算して1年以内に償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。</p>	<p>有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>繰出金を処理する。 一般会計に対する繰出金を処理する。 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものを処理する。 未収収益の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p>	<p>前払された費用(未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等)で貸借対照表日から起算して1年以内に償還されて費用となるものを処理する。 前払された保険料を処理する。 有価証券の購入時の経過利息等営業外の前払金を処理する。 その他の前払費用を処理する。</p>

別表第五千葉県造成土地管理事業勘定科目表負債の部の表を次のように改める。

負債の部			
款	項	目	節
固定負債	繰延割賦 売却益	固定資産 割賦売却 益	地区固定 資産割賦 売却益
			地区造成 土地割賦 売却益
	リース債 務 引当金	その他割 賦売却益	その他割 賦売却益
			リース債 務 引当金
			退職給付 引当金
説明			
<p>事業の通常取引において1年以内に償還されない長期の借入金等処理する。</p> <p>割賦未収金見合額を処理する。</p> <p>固定資産の割賦未収金見合額を処理する。</p> <p>固定資産の割賦未収金見合額を地区別に処理する。</p> <p>造成土地の割賦未収金見合額を処理する。</p> <p>造成土地の割賦未収金見合額を地区別に処理する。</p> <p>地区造成土地割賦売却益</p> <p>その他割賦売却益</p> <p>リース取引に係る債務額（1年以内に支払期限が到来するものを除く。）を処理する。</p> <p>将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる毎事業年度の引当計上額を処理する。</p> <p>将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるため</p>			
流動負債			
			特別修繕 引当金
			その他引 当金
			未交付土 地 他会計負 担金 公共緑地 管理基金 繰替金 その他固 定負債
			その他固 定負債
			一時借入 金
			リース債 務 未払金
			一時借入 金 当座借越
<p>の引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）を処理する。</p> <p>数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）を処理する。</p> <p>上記以外の固定負債のための引当金</p> <p>その他の固定負債を処理する。</p> <p>未交付土地を処理する。</p> <p>他会計からの負担金を処理する。</p> <p>公共緑地管理基金からの繰替金を処理する。</p> <p>その他の固定負債を処理する。</p> <p>事業の通常取引において1年以内に償還しなければならないものを処理する。</p> <p>事業の通常取引において1年以内に返済しなければならない借入金を処理する。</p> <p>1年以内に返済しなければならない借入金を処理する。</p> <p>当座借越契約に基づき借入金を処理する。</p> <p>リース取引に係る債務額で1年以内に支払期限が到来するものを処理する。</p> <p>特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないものを処理する。</p>			

	<p>未払費用</p>	<p>営業未払金 未払消費税及び地方消費税 その他未払金</p>	<p>営業活動に係る通常の取引により発生する未払金を処理する。 消費税及び地方消費税の未払金を処理する。</p>			<p>造成土地代金前受金 鉄道施設用地代金前受金 鉄道施設用地費負担金前受金 道路等施設用地費負担金前受金</p>	<p>受託事業の前受金を処理する。</p>
<p>前受金</p>	<p>未払費用</p>	<p>関連施設整備費負担金前受金</p>	<p>対価を受け取ったもののうち、いまだその債務を履行していないものについて、その受け取った対価に相当する額を処理する。</p>	<p>受託事業前受金</p>	<p>何々受託事業前受金</p>	<p>上記以外の前受金を処理する。</p>	
<p>関連事業費前受金</p>	<p>地区後背地土地代金前受金</p>	<p>土地代金前受金</p>	<p>後背地土地代金の前受金を処理する。</p>	<p>引当金</p>	<p>賞与引当金 法定福利費引当金</p>	<p>前受利息、前受賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額を処理する。 賞与引当金及び法定福利費引当金等特定目的に対して引き当てた額を処理する。 翌事業年度の職員に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金を処理する。 翌事業年度の職員に係る地方職員共済組合負担金の事業主負担金のうち</p>	

<p>修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金 仮受金 預り金 その他流動負債</p>	<p>修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金 仮受金 預り金 その他流動負債</p>	<p>当年度に属する事業主負担額を処理する。 毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合において、その修繕に備えて計上する引当金を処理する。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金で、1年以内に使用される見込みのものを処理する。 上記以外の引当金で流動負債に係るものを処理する。 上記以外の流動負債を処理する。 相手勘定又は金額等の確定しない入金を処理する。 各種預り金を処理する。 契約保証金及び入札保証金等 所得税、市町村民税等の預り金 その他の預り金</p>	<p>繰延収益 長期前受金 受贈財産評価額</p>
<p>寄附金 補助金 その他の長期前受金</p>	<p>長期前受金 収益化累計額</p>	<p>建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金を処理する。 建設工事に関する国庫（県）補助金を処理する。 償却資産の取得又は改良に充てる上記以外の長期前受金 償却資産の取得又は改良に充てる長期前受金の収益化累計額を処理する。 受贈財産評価額の収益化累計額に係る額を処理する。 寄附金のうち償却資産の減価償却に対応する累計額 補助金のうち償却資産の減価償却に対応する累計額 上記以外の長期前受金で償却資産の取得又は改良に充てる長期前受金のうち償却資産の減価償却に対応する累計額</p>	<p>別表第五十條第五項第四号の表の第一号の部</p>
<p>資本金</p>	<p>自己資本金</p>	<p>固有資本金 繰入資本金 組入資本金</p>	<p>資本の部</p>
<p>資本金</p>	<p>自己資本金</p>	<p>固有資本金 繰入資本金 組入資本金</p>	<p>資本の部</p>
<p>資本金</p>	<p>自己資本金</p>	<p>固有資本金 繰入資本金 組入資本金</p>	<p>資本の部</p>
<p>資本金</p>	<p>自己資本金</p>	<p>固有資本金 繰入資本金 組入資本金</p>	<p>資本の部</p>

購読料	本号	一部	二七六	二七六	千	葉	県											
				購読料														
剰余金	資本剰余金	再評価積立金 受贈財産 評価額 寄附金	補助金	その他資本剰余金	財政調整 積立金 当年度未 処分利益 剰余金 (当年度 未処理欠 損金)	繰越利益剰余金 年度末残高 (又は繰 越欠損金 年度末残 高)		繰越利益剰余金 年度末残高 (又は繰 越欠損金 年度末残 高)										
				<p>資本勘定中資本金以外の資本を記録計算するために計上する。損益活動以外の源泉から生ずる剰余金を処理する。固定資産の再評価による評価益を処理する。償却資産以外の贈与を受けた財産の評価額を処理する。償却資産以外の建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金を処理する。償却資産以外の建設工事に関する国庫(県)補助金を処理する。資本剰余金であつて他の科目に属さないものを処理する。損益活動により生ずる剰余金で、毎年度の純利益から留保したものの内訳を処理する。財政調整のための積立金を処理する。</p> <p>当年度末における繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に当年度の純利益(又は純損失)、その他未処分利益剰余金変動額の金額を加減した額を処理する。</p> <p>前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分欠損金)の額から前年度利益剰余金処分額(又は前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に年度中の繰越利益剰余金の増加高又は減少高(繰越欠損金減少高又は増加高)を加減した額を処理する。</p>														
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">款</th> <th style="width: 15%;">項</th> <th style="width: 15%;">目</th> <th style="width: 15%;">節</th> <th style="width: 40%;">説明</th> </tr> <tr> <td>工事勘定</td> <td>共通費用</td> <td>委託費 負担金 建物取得 費</td> <td></td> <td>造成土地管理事業用資産の取得等に 必要な支出を記載する。</td> </tr> </table> <p>別表第六を削る。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の千葉県企業局財務規程の規定は、令和七年度の事業年度から適用し、令和六年度の事業年度については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第十一条第二項の改正規定及び別記第三十八号様式の改正規定は、令和六年度の決算及び令和七年度の予算から適用する。</p>		款	項	目	節	説明	工事勘定	共通費用	委託費 負担金 建物取得 費		造成土地管理事業用資産の取得等に 必要な支出を記載する。			
款	項	目	節	説明														
工事勘定	共通費用	委託費 負担金 建物取得 費		造成土地管理事業用資産の取得等に 必要な支出を記載する。														
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">評価差額</td> <td style="width: 20%;">その他有価証券評価差額</td> <td style="width: 20%;">その他有価証券評価差額</td> <td style="width: 20%;">利益(当年度純損失) その他未処分利益剰余金変動額</td> <td style="width: 30%;">利益(又は純損失) 上記以外の未処分利益剰余金の額を処理する。</td> </tr> </table> <p>別表第五十葉県造成土地管理事業勘定を別表に次の表を加える。</p> <p style="text-align: center;">工事勘定の部</p>		評価差額	その他有価証券評価差額	その他有価証券評価差額	利益(当年度純損失) その他未処分利益剰余金変動額	利益(又は純損失) 上記以外の未処分利益剰余金の額を処理する。								
評価差額	その他有価証券評価差額	その他有価証券評価差額	利益(当年度純損失) その他未処分利益剰余金変動額	利益(又は純損失) 上記以外の未処分利益剰余金の額を処理する。														
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">評価差額</td> <td style="width: 20%;">その他有価証券評価差額</td> <td style="width: 20%;">その他有価証券評価差額</td> <td style="width: 20%;">利益(当年度純損失) その他未処分利益剰余金変動額</td> <td style="width: 30%;">利益(又は純損失) 上記以外の未処分利益剰余金の額を処理する。</td> </tr> </table> <p>別表第五十葉県造成土地管理事業勘定を別表に次の表を加える。</p> <p style="text-align: center;">工事勘定の部</p>		評価差額	その他有価証券評価差額	その他有価証券評価差額	利益(当年度純損失) その他未処分利益剰余金変動額	利益(又は純損失) 上記以外の未処分利益剰余金の額を処理する。								
評価差額	その他有価証券評価差額	その他有価証券評価差額	利益(当年度純損失) その他未処分利益剰余金変動額	利益(又は純損失) 上記以外の未処分利益剰余金の額を処理する。														